資料２

千葉県がん対策に関するアンケート調査結果

１．県内のがん診療連携拠点病院等又は千葉県がん診療連携協力病院を利用するがん患者

１）調査対象　県内のがん診療連携拠点病院等及び千葉県がん診療連携協力病院を利用するがん患者２，３５０人

（がん診療連携拠点病院等１００人、千葉県がん診療連携協力病院５０人配布）

２）調査時期　平成２９年１０月～１１月

３）調査方法　病院より説明・配布のち、郵送等による回答

４）回答状況　配布数２，３５０人のうち６４０人が回答（回答率２７．２%）

うち有効回答数６３４人（２７．０%）

５）調査項目

問１　年齢（１つ選択）

問２　性別（いずれか選択）

問３　居住地域（１つ選択）

問４　医療機関のかかり方（１つ選択）

問５　がんと診断された満年齢

問６　診断されたがんの種類（いくつでも）

問７　発見状況（１つ選択）

問８　これまで受けた治療（いくつでも）

問９　医療関係者からの病気や治療の話について（１つ選択）

問 10　セカンド・オピニオンについて（１つ選択）

問 11　セカンド・オピニオンの必要性（１つ選択）

問 12　定期的な検査のための通院先の選択について（１つ選択）

問 13　「緩和ケア」について（いくつでも）

問 14　緩和ケアの受療状況（１つ選択）

問 15　がんを治すことが難しくなった時の療養方法等について（１つ選択）

問 16　最後を迎えたい場所について（１つ選択）

問 17　在宅サービスの充実（３つ選択）

問 18　がんの診断や治療の悩み（３つ選択）

問 19　がん診療連携拠点病院のがん相談支援センター利用について（１つ選択）

問 20　情報収集先（いくつでも）

問 21　がん専用サイト「千葉県がん情報　ちばがんなび」について（１つ選択）

問 22　診断時の職業（１つ選択）

問 23　現在の職場（１つ選択）

問 24　事業主の理解・支援（１つ選択）

問 25　就労に関する相談先（いくつでも）

問 26　がん検診（１つ選択）

問 27　がん検診を受診するためのサービス等（いくつでも）
問 28　がん検診受診率向上に向けた取組で知っているもの（いくつでも）
問 29　がん教育について（いくつでも）
問 30-1　全国がん登録について（１つ選択）
問 30-2　全国がん登録に期待するもの（いくつでも）
問 31　がん対策について（いくつでも）

問１　現在の満年齢

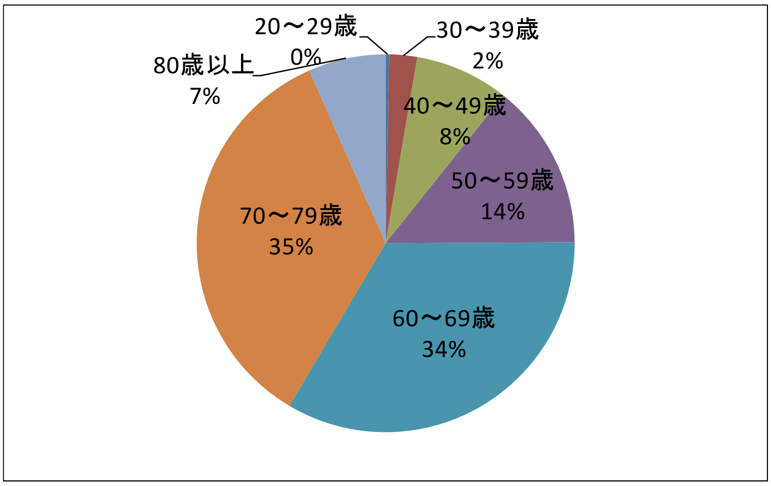

問２　性別

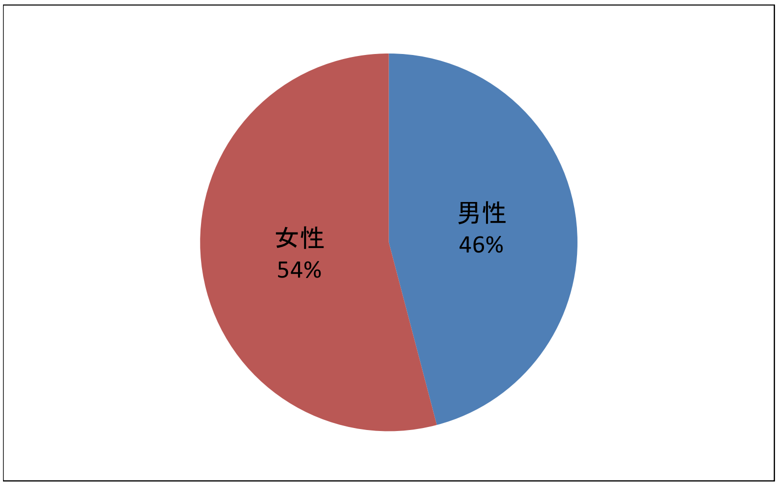

問３　現住所（二次医療圏別）

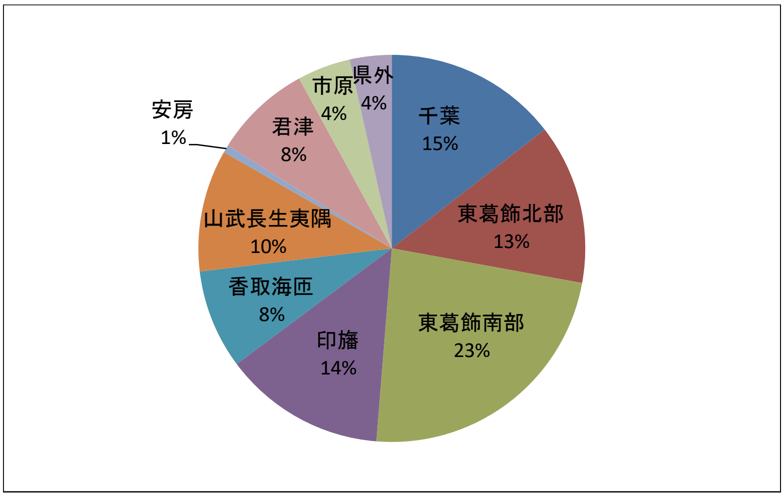

問４－１　（このアンケートを受け取った）医療機関のかかり方は何ですか。（１つだけ）

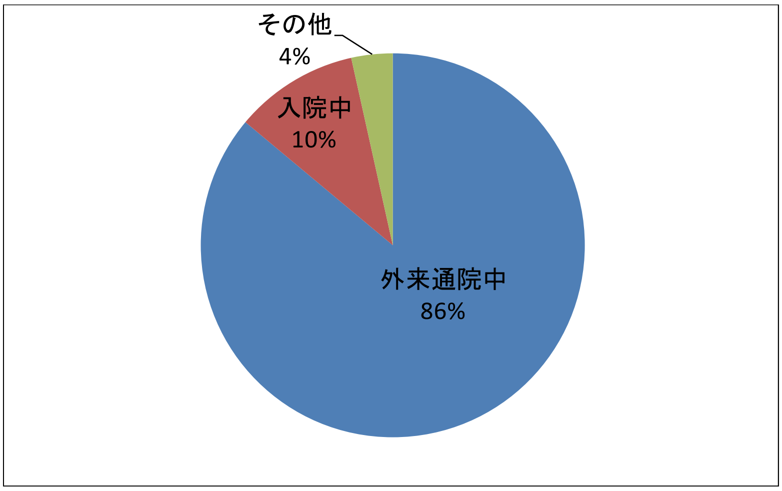

問４－２　問４－１で「外来通院中」と答えた方に質問します。現在のがんの治療状況は何ですか。（１つだけ）

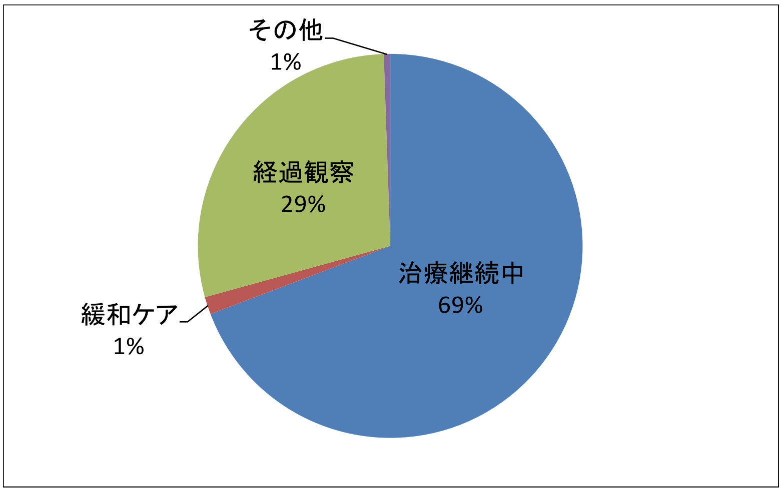

問４－３　問４－１で「入院中」と答えた方に質問します。現在のがんの治療状況は何ですか。（１つだけ）

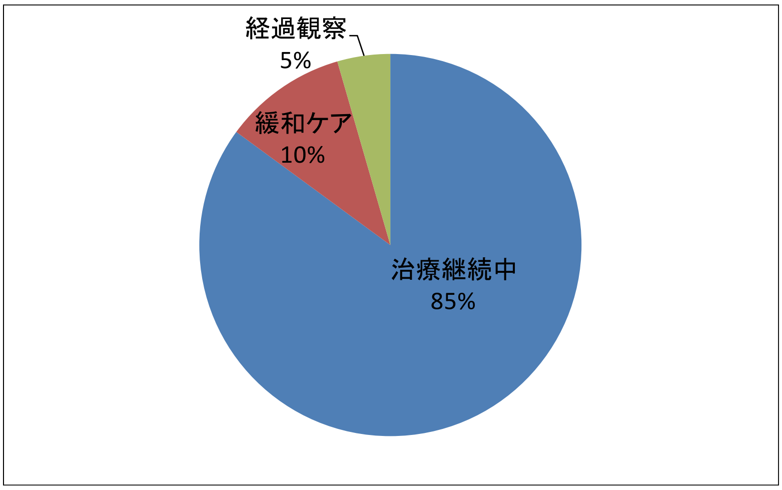

問５　がんと診断された満年齢

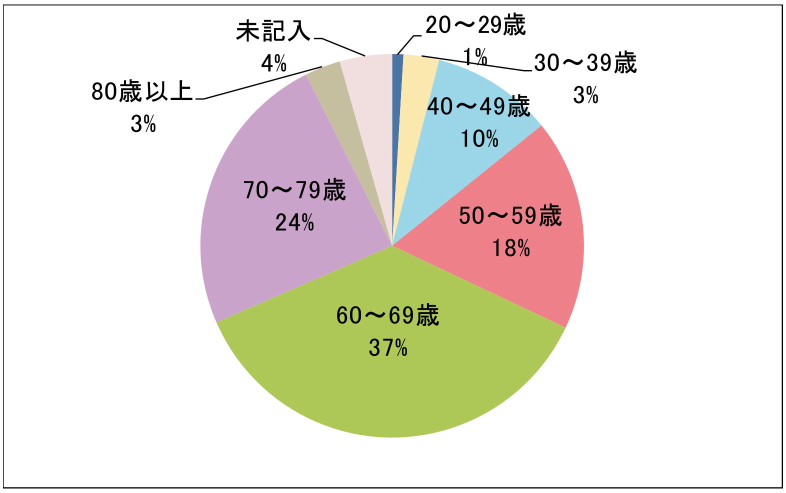

問６　最初に診断されたがんの種類は何ですか。（いくつでも）

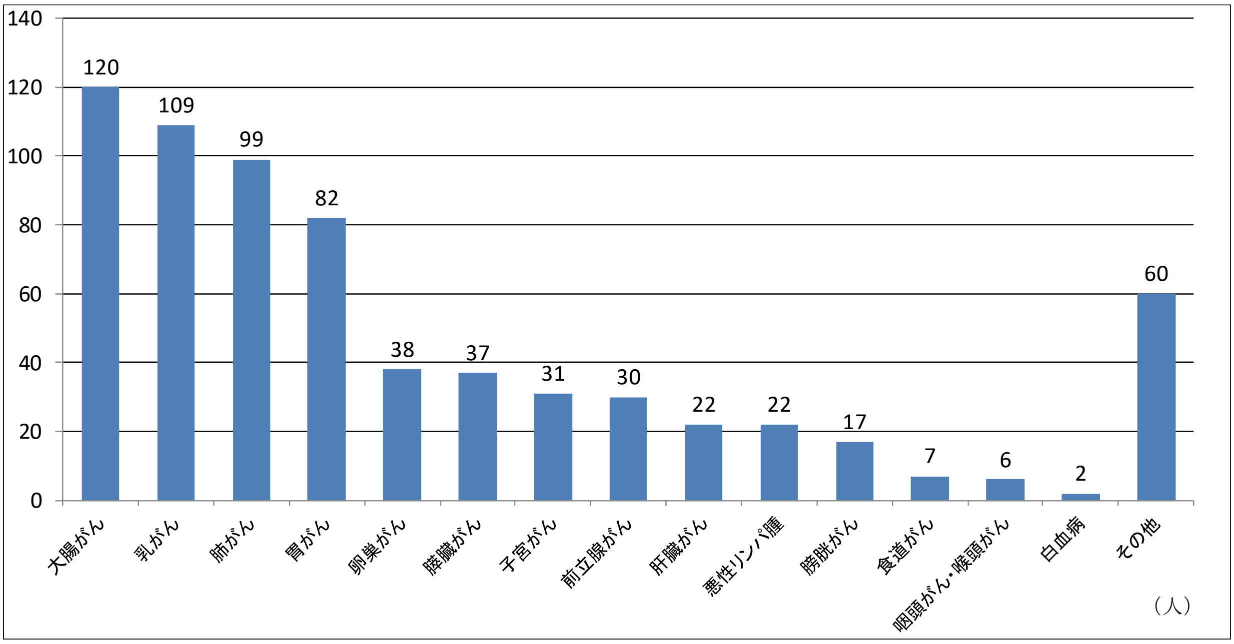

問７　最初に診断されたがんは、どのような状況で発見されたのですか。（１つだけ）

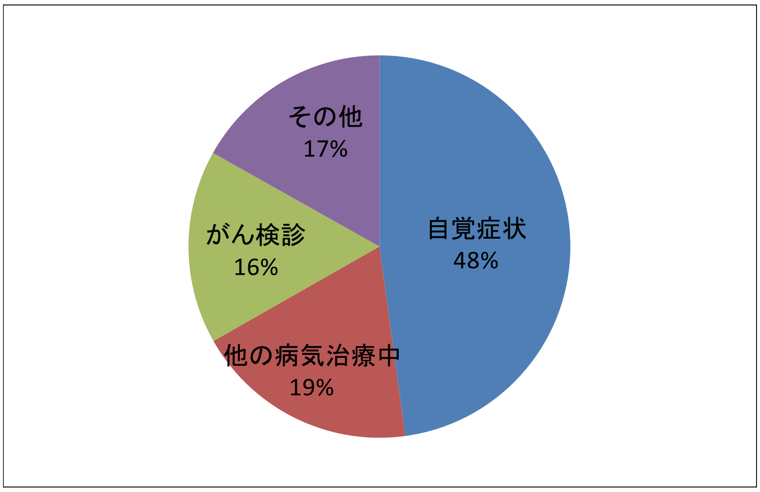

問８　これまでに受けた治療は何ですか。（いくつでも）

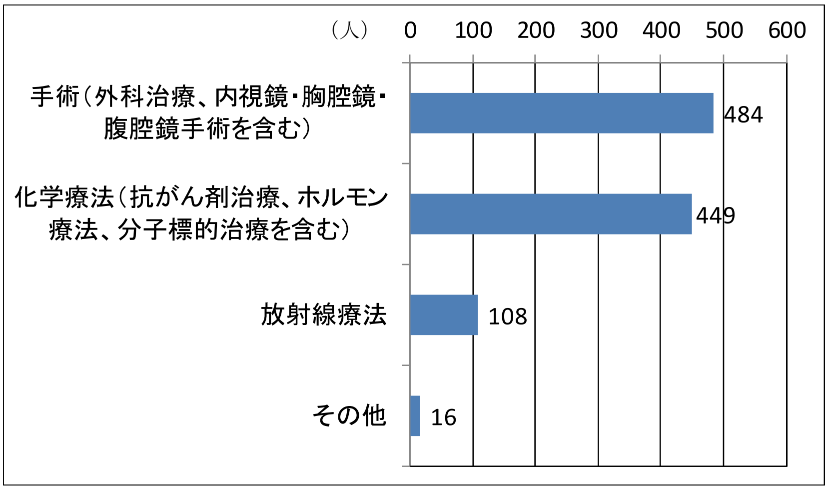

問９　がん治療を受けるにあたって、医療関係者から病気や治療について話を聞きましたか。（１つだけ）

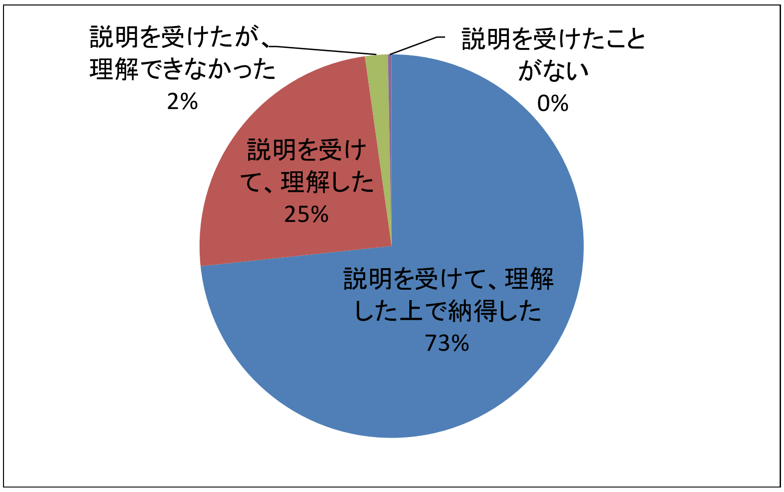

問 10　あなたは、がん治療にあたって「セカンド・オピニオン」（資料参照）について、どのように説明されましたか。（１つだけ）

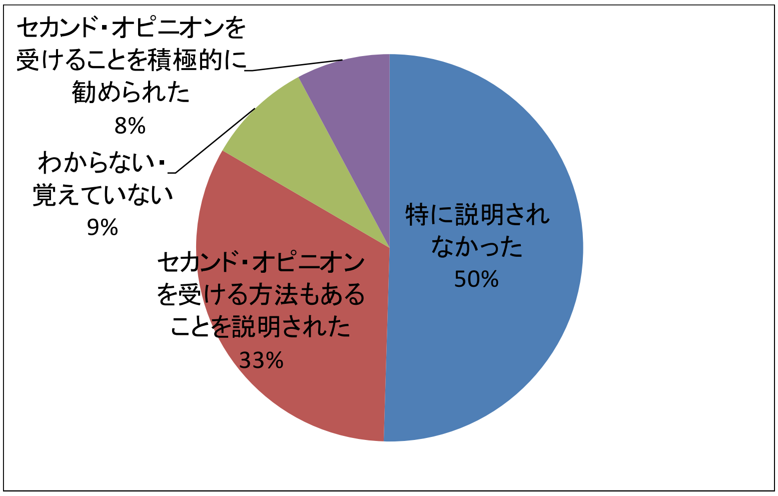

(資料) セカンド・オピニオンとは
○よりよい決定をするために、もう一人の人から聴取する意見。医療の分野では、一人の医師の意見だけを聞いて決めてしまわずに、別の医師の意見も聞いて患者が治療法などを決めることを指す。

問 11　あなたは、がん治療にあたって「セカンド・オピニオン」が必要だと思いますか。
（１つだけ）

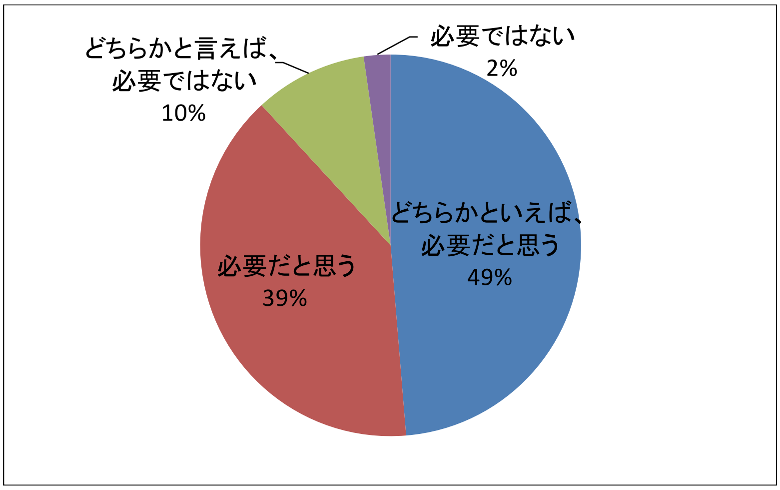

問 12　治療が一段落し定期的な検査のための通院となった時、あなたは次のどれを選びますか。
（１つだけ）

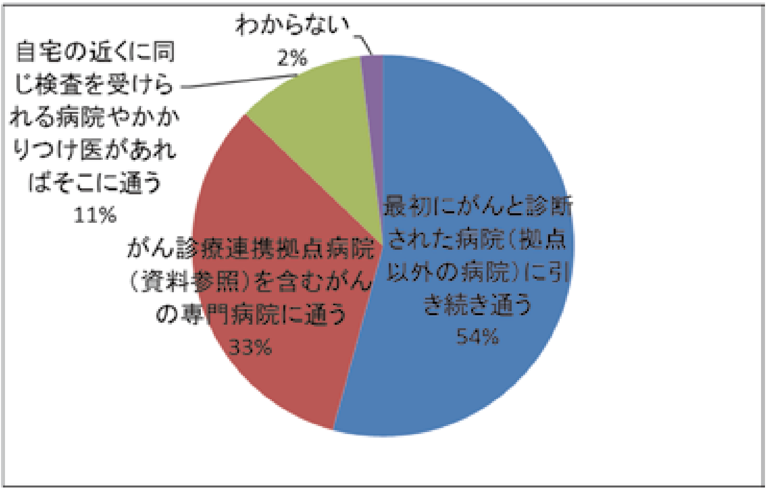

（資料）がん診療連携拠点病院とは
○どこの地域に住んでいても、同程度の医療が受けられるよう、がん医療水準の向上と地域格差の解消を目的として、国が一定の要件を満たす医療機関を「がん診療連携拠点病院」として指定したもの
○我が国に多いがん（肺がん、胃がん、大腸がん、肝がん、乳がん）に対応

問 13　「緩和ケア」（資料参照）について、あなたにとって当てはまるものはどれですか。
（いくつでも）

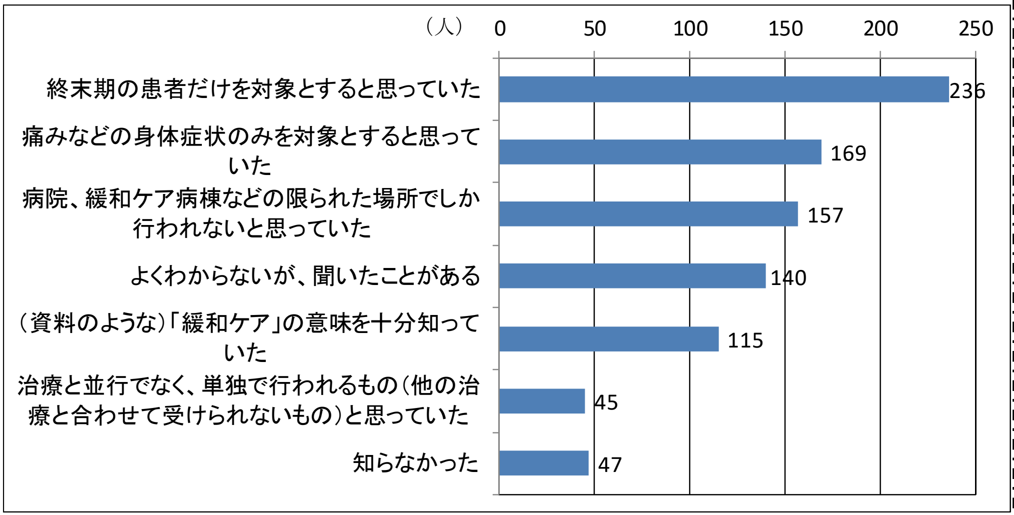

（資料）緩和ケアとは
○生命を脅かす疾患に伴う痛みをはじめとする身体のつらさ、気持ちのつらさ、生きている意味や価値についての疑問、療養場所や　医療費のことなど、患者や家族が直面するさまざまな問題に対し援助することによって、クオリティー・オブライフ（ＱＯＬ：生活の質）を改善するアプローチ。
○病気の時期や治療の場所を問わず、いつでもどこでも提供される必要があるとされている。

問 14-1　あなたは、がんの緩和ケアを受けたことがありますか。（いずれか選択）

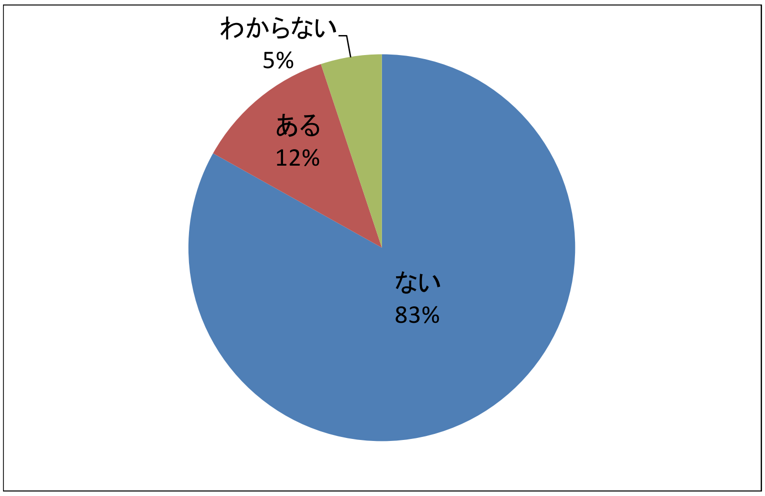

問 14-2　問 14-1 で「がんの緩和ケアを受けたことがある」と答えた方に質問します。提供された緩和ケアは満足のいくものですか。（１つだけ）

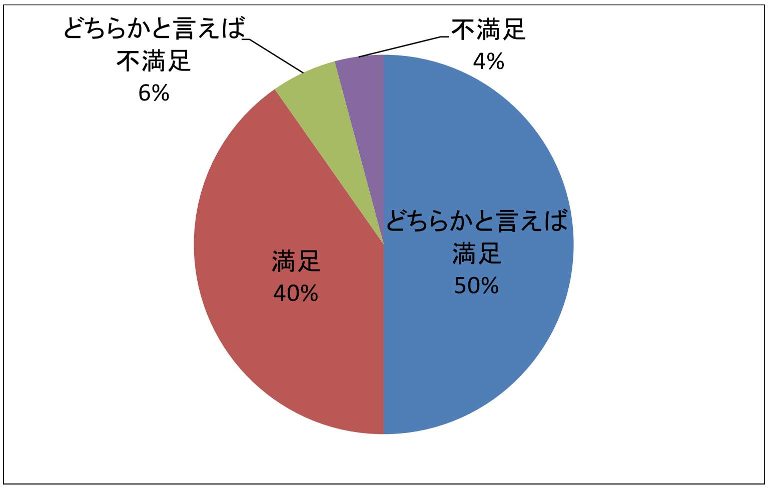

問 15　がんを治すことが難しくなり、あなたの人生の時間が残り少なくなった場合、痛みなどの症状が和らいだ状態で日常生活を送ることができるとしたら、どこで過ごしたいと思いますか。（１つだけ）

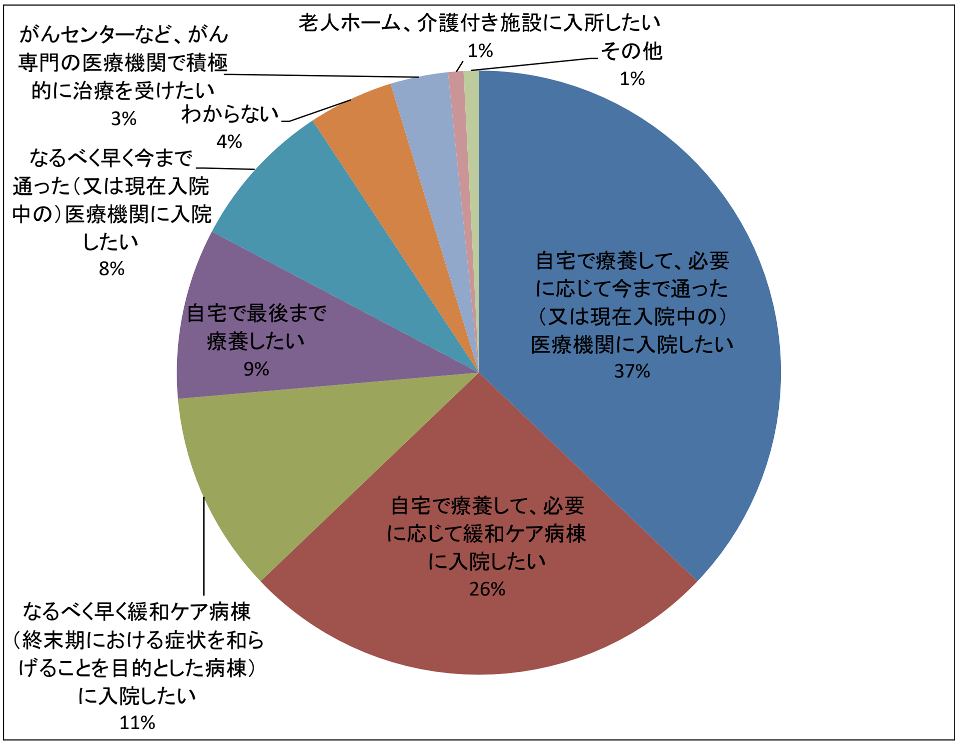

問 16　不安な症状や痛みが自宅（施設）においても緩和できるとしたら、どこで最後を迎えたいと思いますか。（１つだけ）

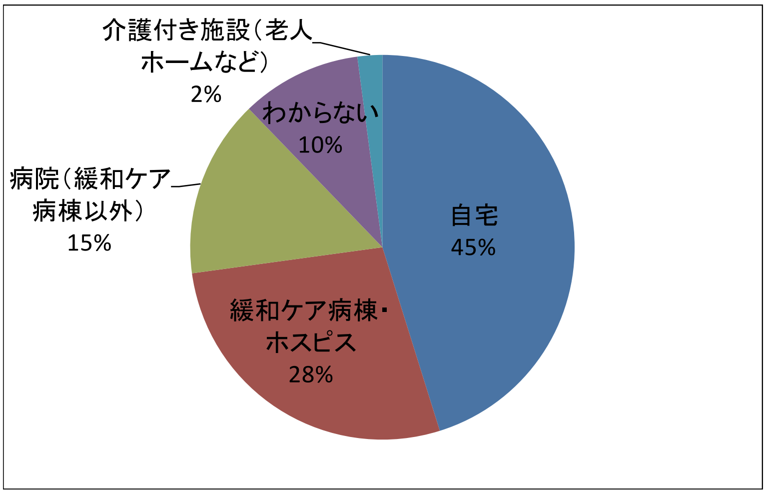

がん患者

問 17　ご自宅で過ごすことを想定した場合、どのサービスの充実を望みますか。（３つだけ）

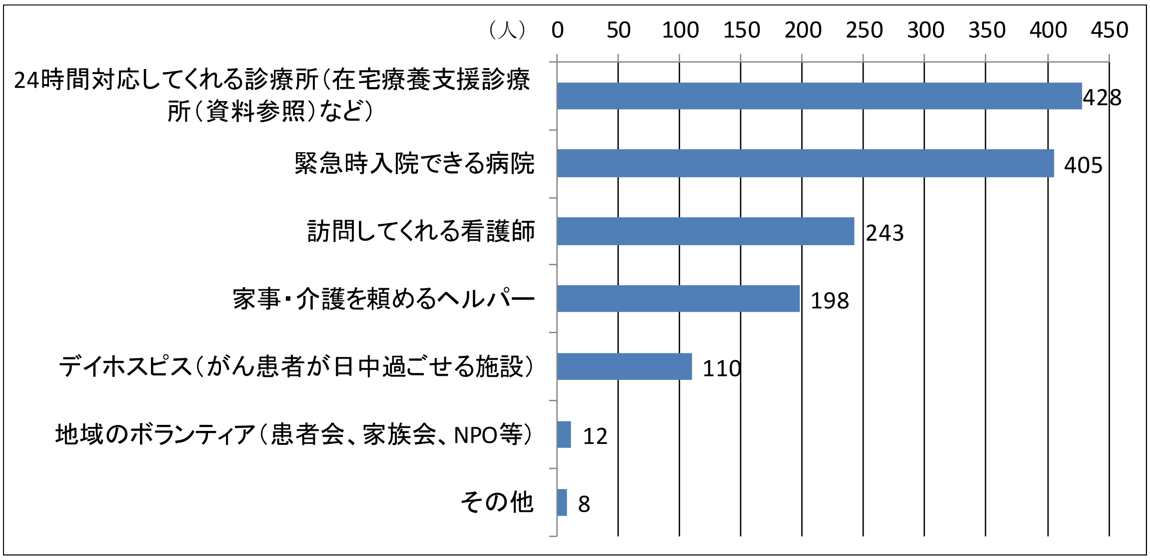

（資料）在宅療養支援診療所とは
○24 時間 365 日体制で往診や訪問看護を行う診療所のこと。

問 18　がんの診断や治療を通して、どのようなことについて悩みましたか。（３つだけ）

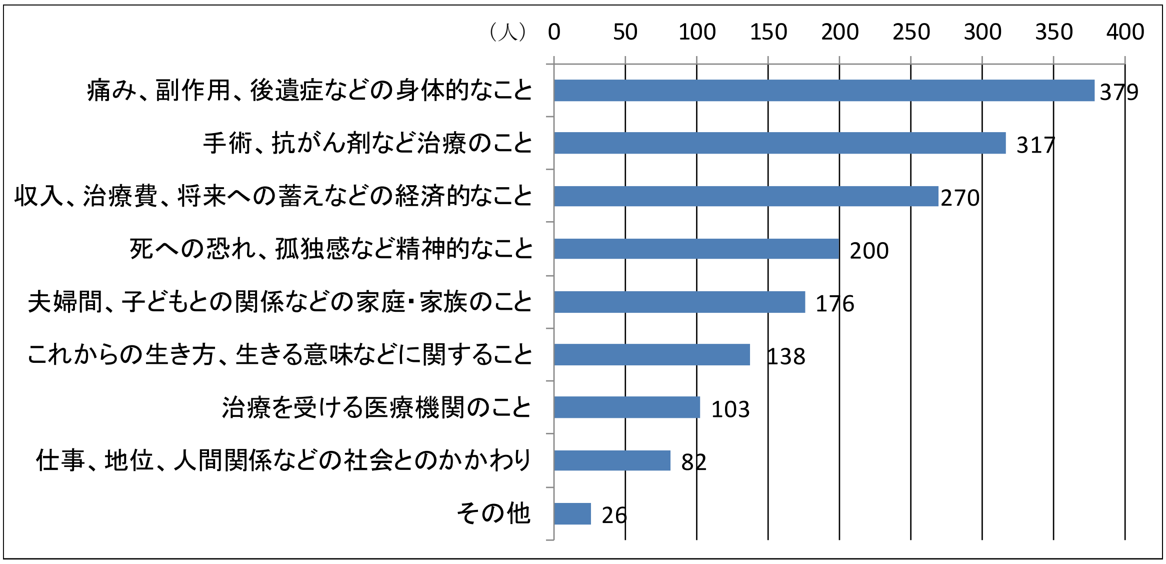

問 19-1　がん診療連携拠点病院に設置されているがん相談支援センターは、がん医療に関する相談、セカンド・オピニオンを受けられる医師の紹介、がん検診に関する情報発信や相談、就労や療養生活に関すること等のがんについての様々な相談を受ける窓口となっていますが、あなたは、がん相談支援センターを利用したことはありますか。（１つだけ）

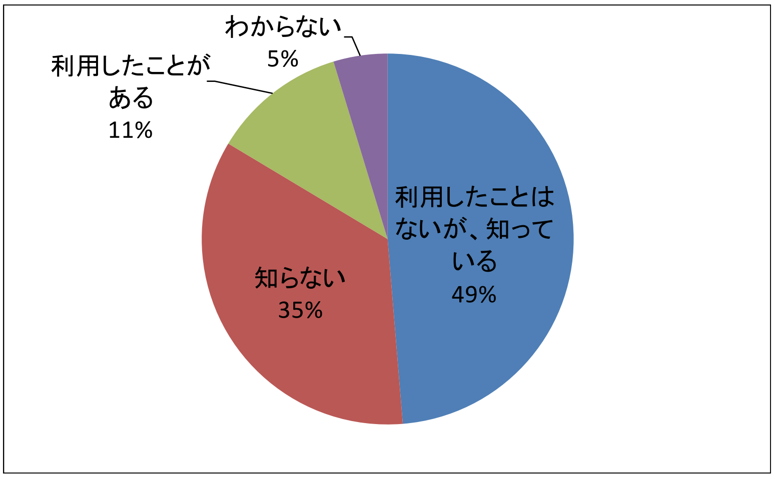

問 19-2　問 19-1 で「利用したことがある」と答えた方に質問します。この「相談支援センター」の取組が、患者への相談支援・情報提供に役立っていると思いますか。（１つだけ）

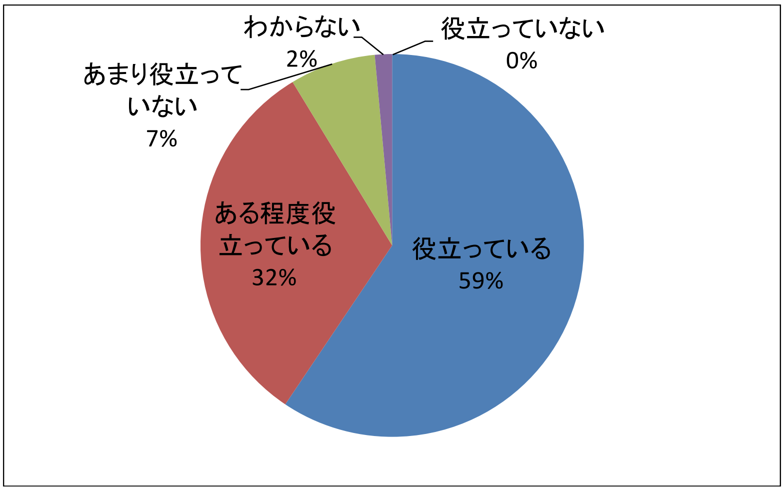

問 20　あなたは、がんに関する情報について、どのようなところから情報を得ていますか。
（いくつでも）

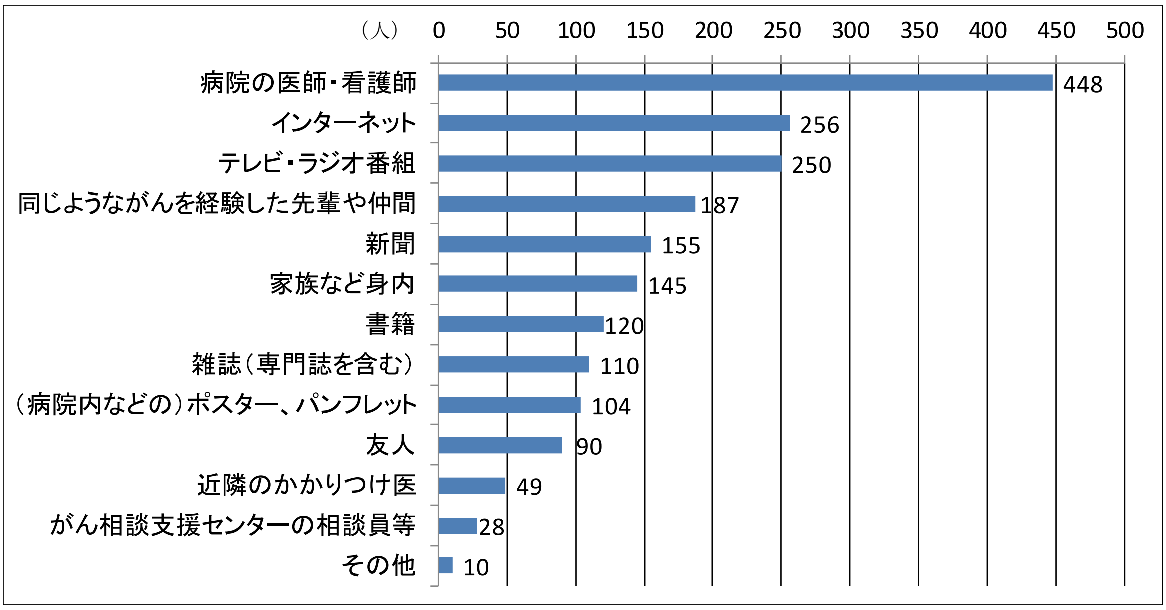

問 21　がん専用サイト「千葉県がん情報　ちばがんなび」ではがんに関する知識や、県内の医療機関や、不安や悩みを相談できる身近な窓口、各種の支援制度などを紹介しています。あなたは、「千葉県がん情報　ちばがんなび」を知っていますか。（１つだけ）

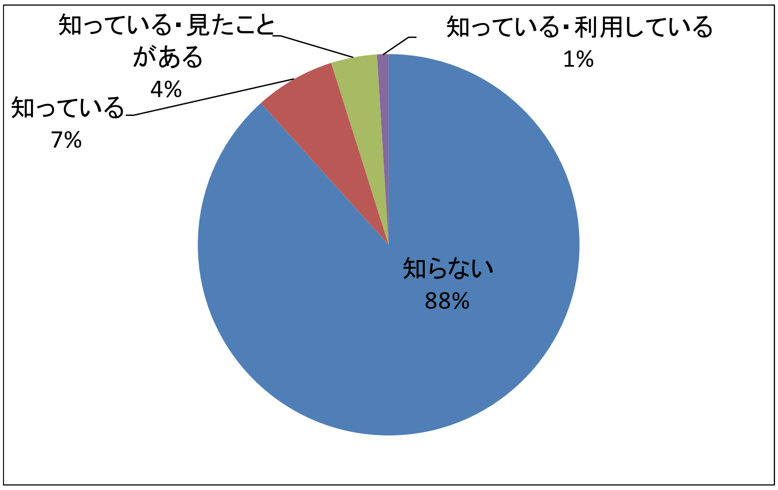

問 22　最初にがんと診断された時に、就労されていた方に伺います。あなたの診断時の職業は何ですか。（１つだけ）

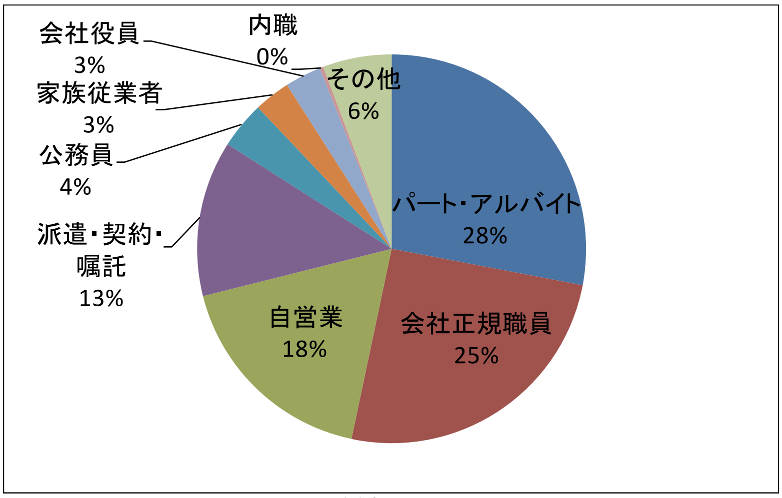

問 23　最初にがんと診断された時に、就労されていた方に伺います。現在、診断時の職場との関係はどのようになっていますか。（１つだけ）

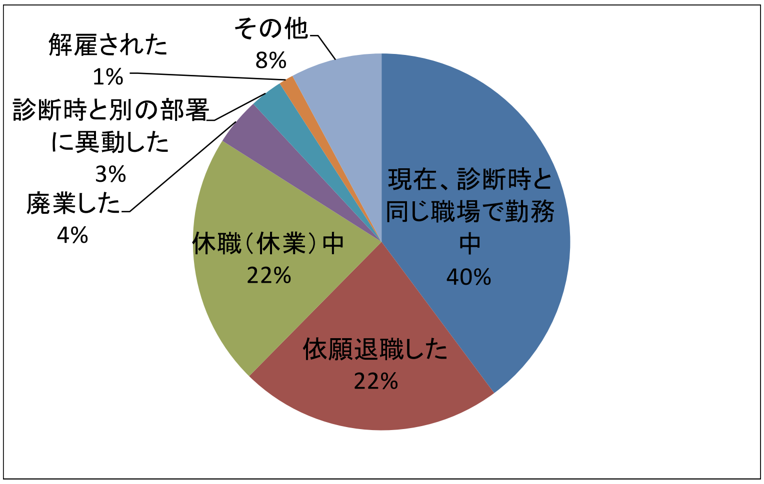

問 24　最初にがんと診断された時に、就労されていた方に伺います。診断時の仕事継続に対する事業主の理解・支援は得られましたか。（１つだけ）

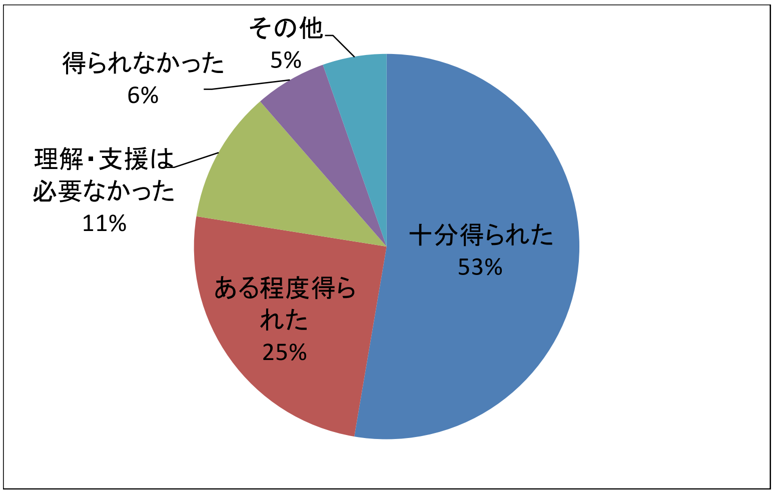

問 25　最初にがんと診断された時に、就労されていた方に伺います。治療と仕事の両立など、就労に関してどこに相談しましたか。（いくつでも）

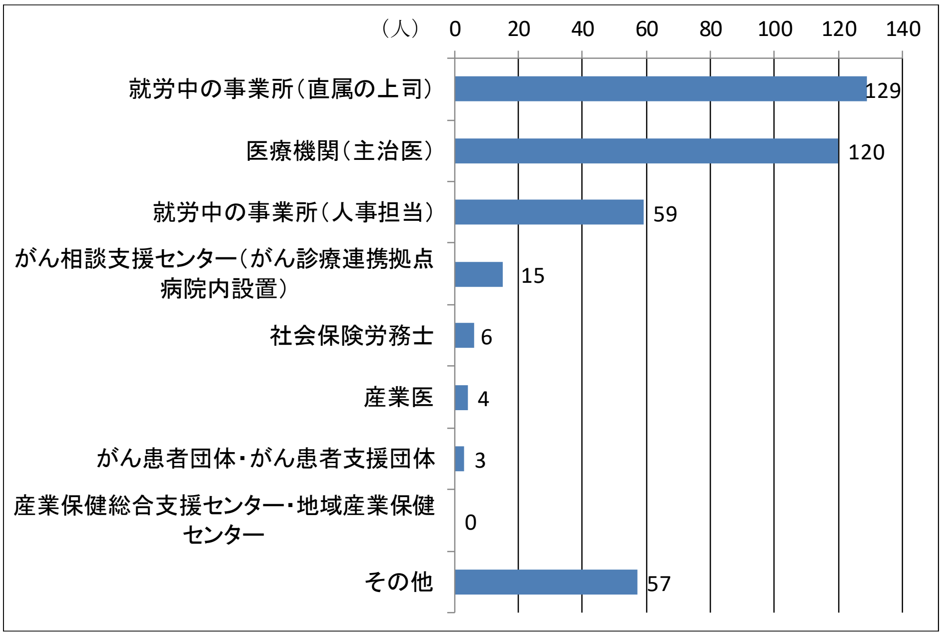

がん患者

問 26　がん検診は、がんの早期発見、早期治療につながる重要な検査だと思いますか。(1つだけ)

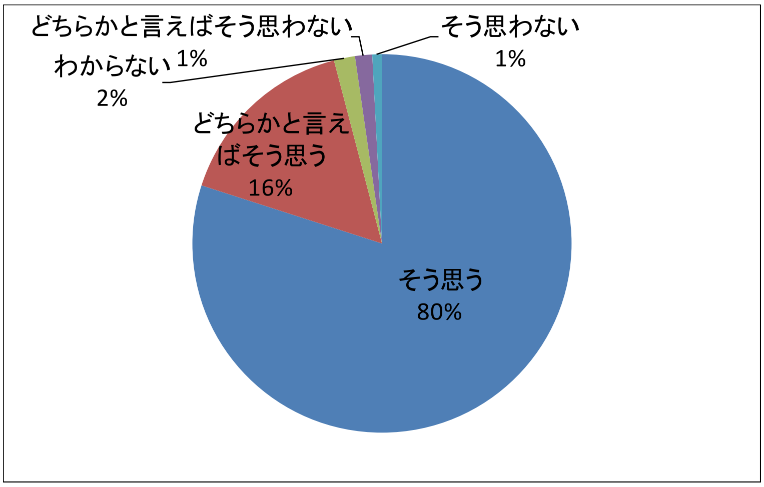

問 27　がん検診を受診する場合、どのようなサービス、システムがあれば受けやすいですか？
(いくつでも)

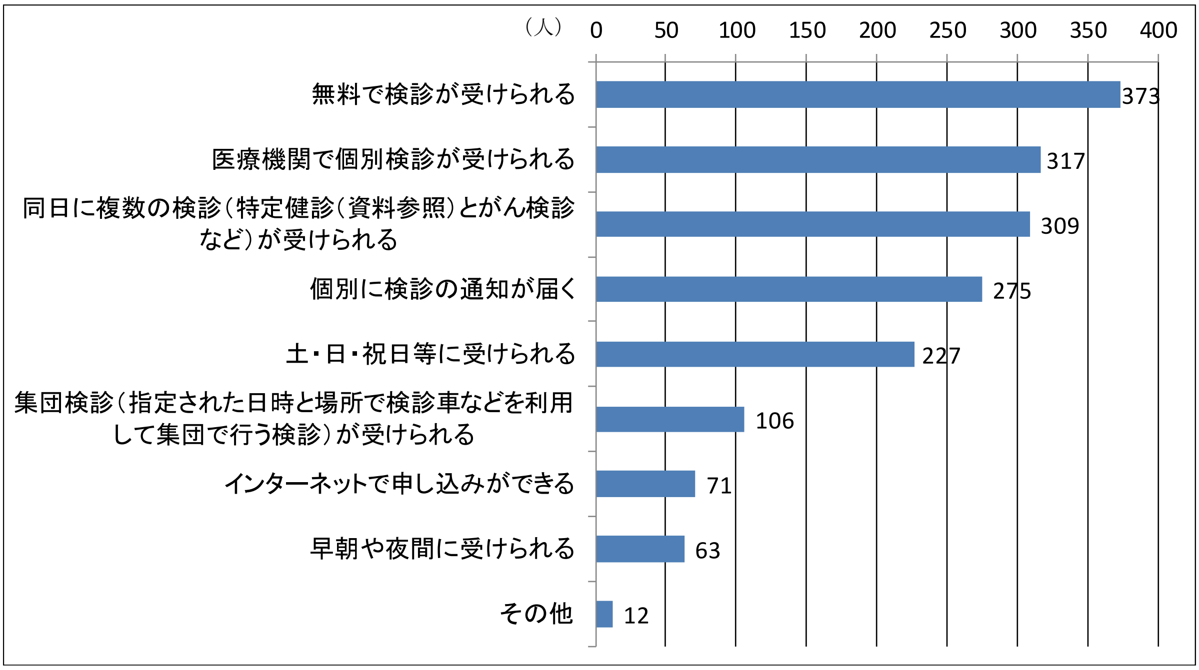

(資料) 特定健診とは
○日本人の死亡原因の約６割を占める生活習慣病の予防のために、４０歳から７４歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目して行う健診のこと。

問 28　県では、がん検診の受診率向上を目指して様々な取組を行っていますが、あなたが知っているものは何ですか。（いくつでも）

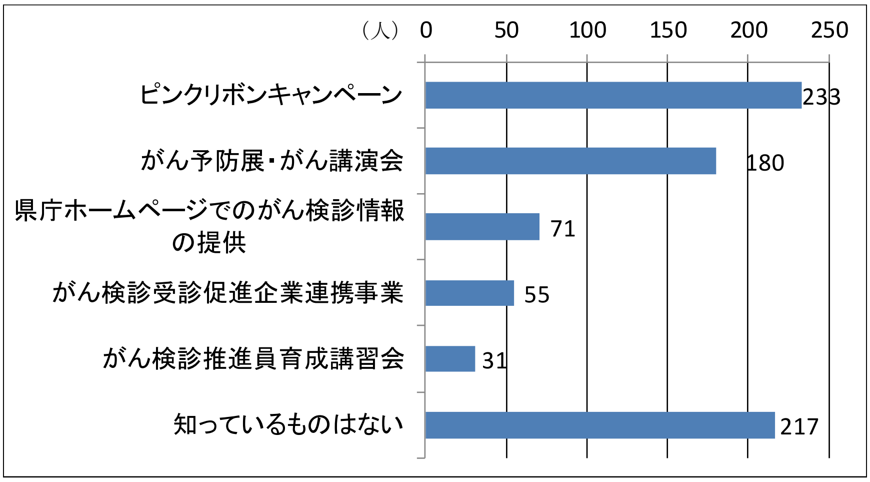

問 29　子どもの頃から、自他の健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理するとともに、がんに対する正しい理解を深めるための「がん教育」をあなたが行うとしたら、子どもたちにどのようなことを伝えたいですか。（いくつでも）

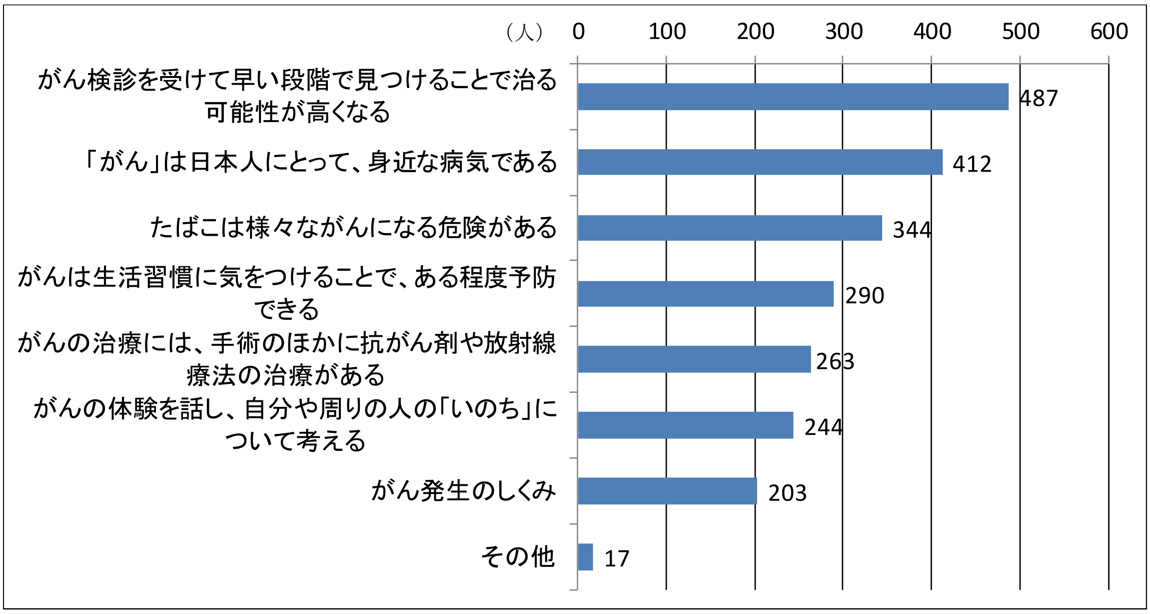

問 30-1　日本でがんと診断されたすべての人のデータを、国で１つにまとめて集計・分析・管理する「全国がん登録事業」が平成 28 年１月から始まりましたが、あなたは、このような取組をご存知ですか。（１つだけ）

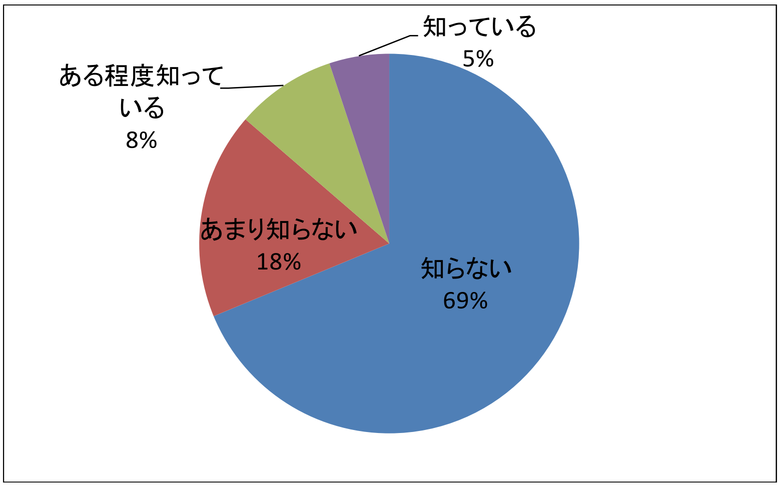

問 30-2　全国がん登録事業によって、がんに関する正確な統計が整備されると、様々なメリットが期待できますが、あなたは何に期待しますか。（いくつでも）

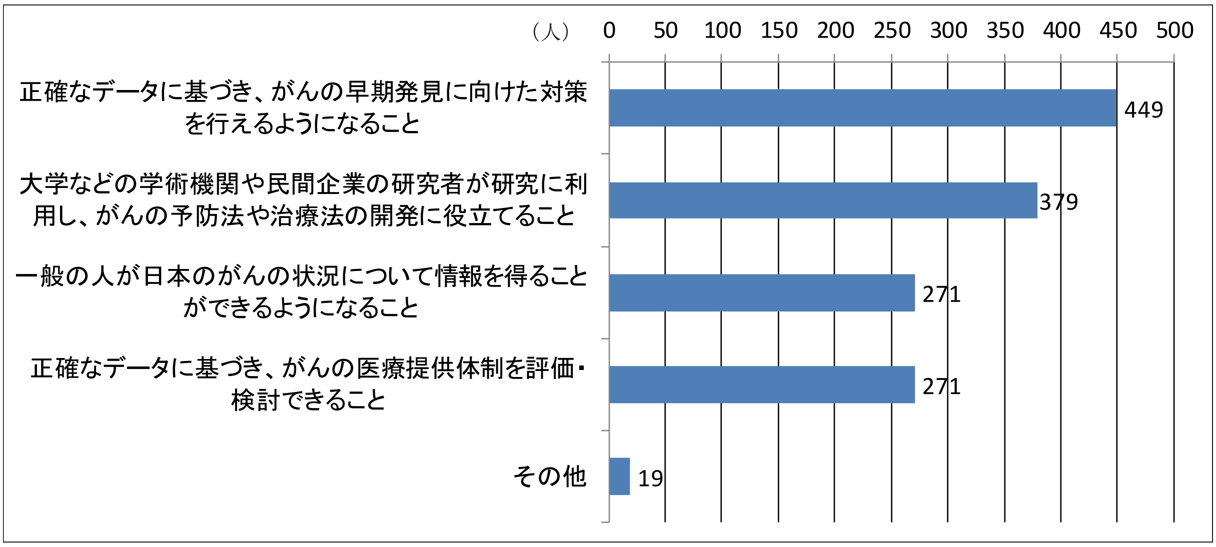

問 31　あなたは、がん対策について、県としてどういったことに力を入れてほしいと思いますか。（いくつでも）

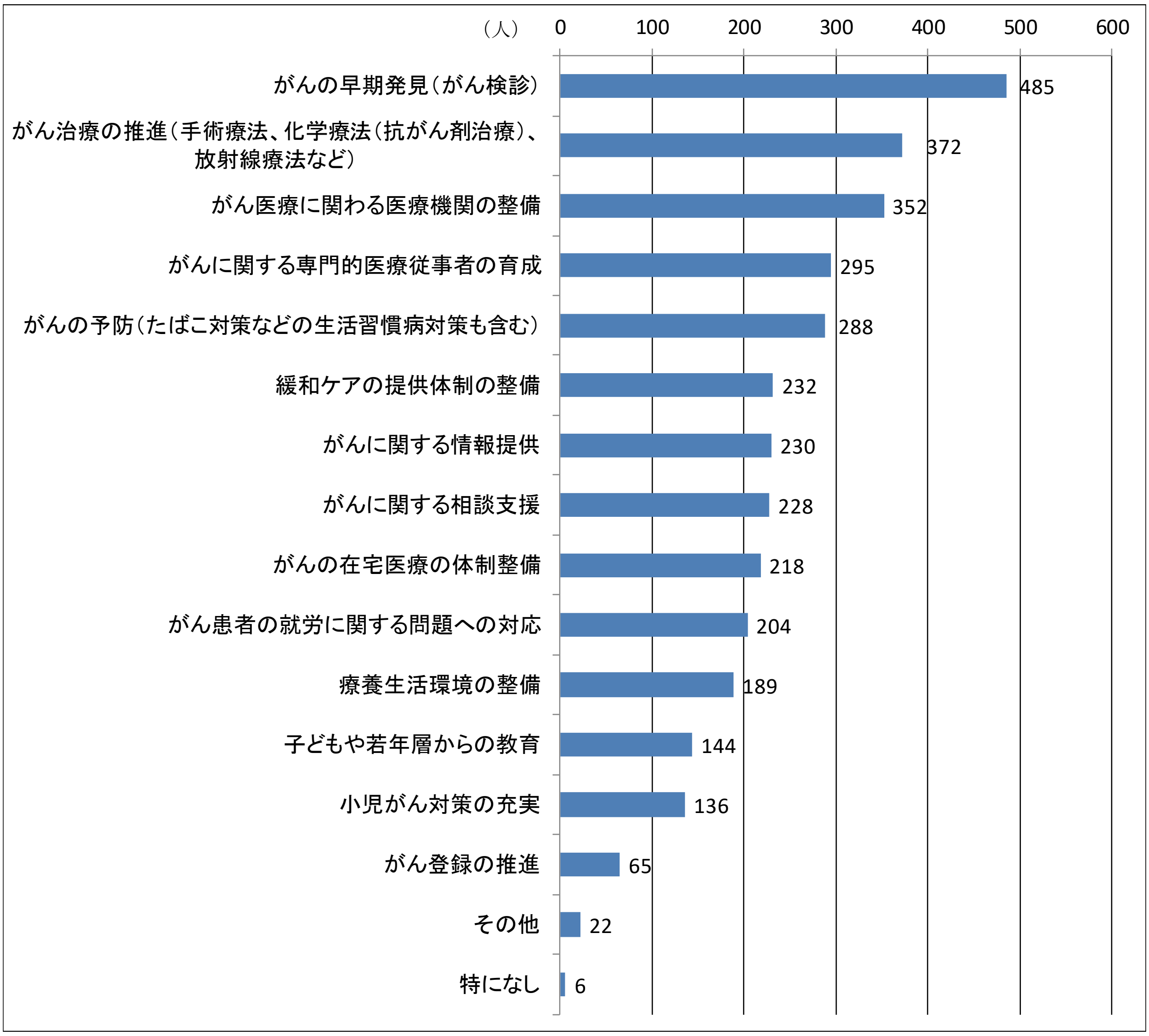

問 32　その他、県のがん対策についてのご意見など、自由にご記入ください。

記載あり　136（21.5%）

千葉県がん対策に関するアンケート調査結果

２．県内のがん患者団体の会員

１）調査対象　　県内のがん患者団体の会員　３８６人

２）調査時期　　平成２９年１０月～１１月

３）調査方法　　各団体から配布、郵送により回答

４）回答状況　　配布数　３８６人のうち１８４人が回答（回答率４７．７％）
うち有効回答数１８０人（４６．６％）

５）調査項目

問１　回答者属性（１つ選択）
問２　年齢（１つ選択）
問３　性別（いずれか選択）
問４　居住地域（１つ選択）
問５　がんと診断された満年齢
問６　診断されたがんの種類（いくつでも）
問７　発見状況（１つ選択）
問８　これまで受けた治療（いくつでも）
問９　医療関係者からの病気や治療の話について（１つ選択）
問 10　セカンド・オピニオンについて（１つ選択）
問 11　セカンド・オピニオンの必要性（１つ選択）
問 12　診断時の職業（１つ選択）
問 13　現在の職場（１つ選択）
問 14　事業主の理解・支援（１つ選択）
問 15　就労に関する相談先（いくつでも）
問 16　定期的な検査のための通院先の選択について（１つ選択）
問 17　「緩和ケア」について（いくつでも）
問 18　緩和ケアの受療状況（いずれか選択）
問 19　がんを治すことが難しくなった時の療養方法等について（１つ選択）
問 20　最後を迎えたい場所について（１つ選択）
問 21　在宅サービスの充実（３つ選択）
問 22　がんの診断や治療の悩み（３つ選択）
問 23　がん診療連携拠点病院のがん相談支援センター利用について（１つ選択）
問 24　情報収集先（いくつでも）
問 25　がん専用サイト「千葉県がん情報　ちばがんなび」について（１つ選択）
問 26　がん検診（１つ選択）
問 27　がん検診を受診するためのサービス等（いくつでも）
問 28　がん検診受診率向上に向けた取組で知っているもの（いくつでも）
問 29　がん教育について（いくつでも）

問 30-1　全国がん登録について（１つ選択）

問 30-2　全国がん登録に期待するもの（いくつでも）

問 31　がん対策について（いくつでも）

問１　記入者の属性

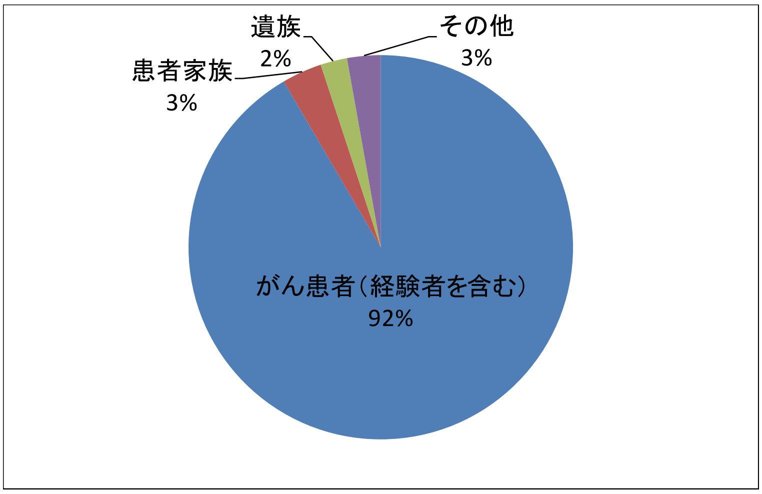

問２　現在の満年齢

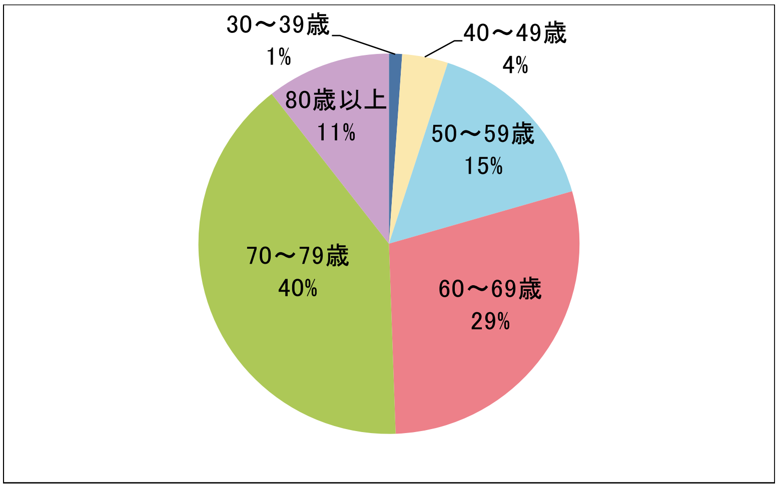

問３　性別

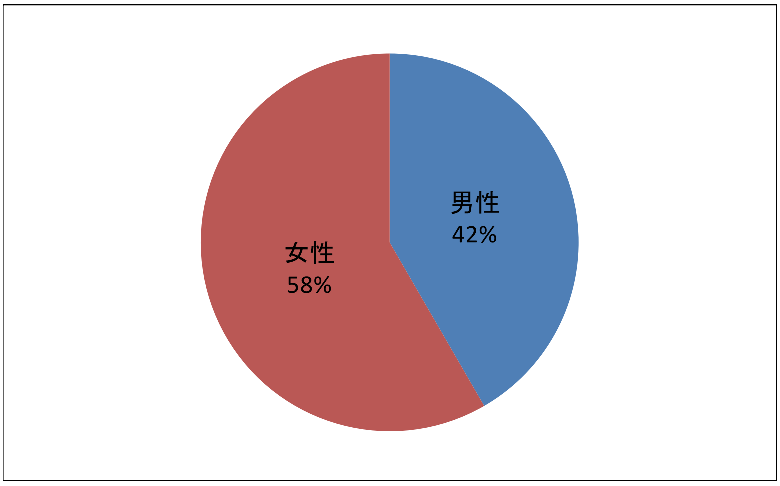

問４　現住所（二次医療圏別）

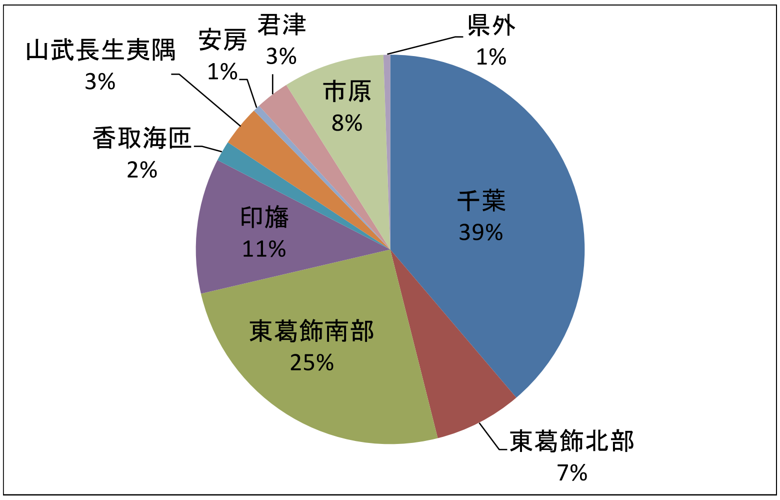

問５　がんと診断された満年齢

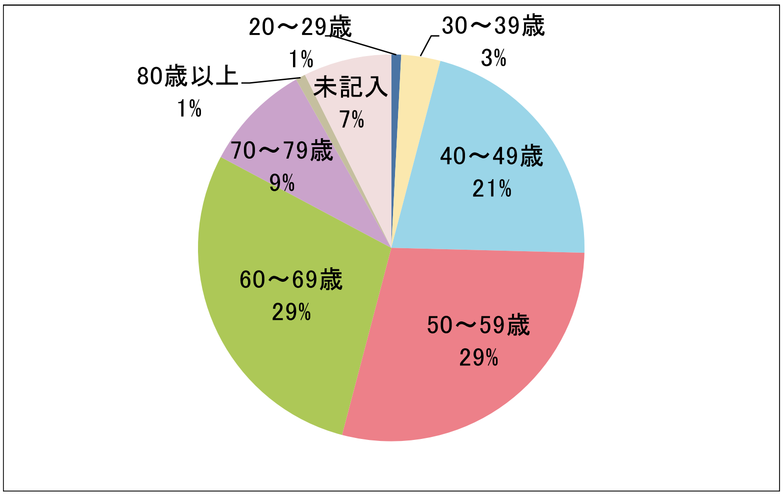

問６　最初に診断されたがんの種類は何ですか。（いくつでも）

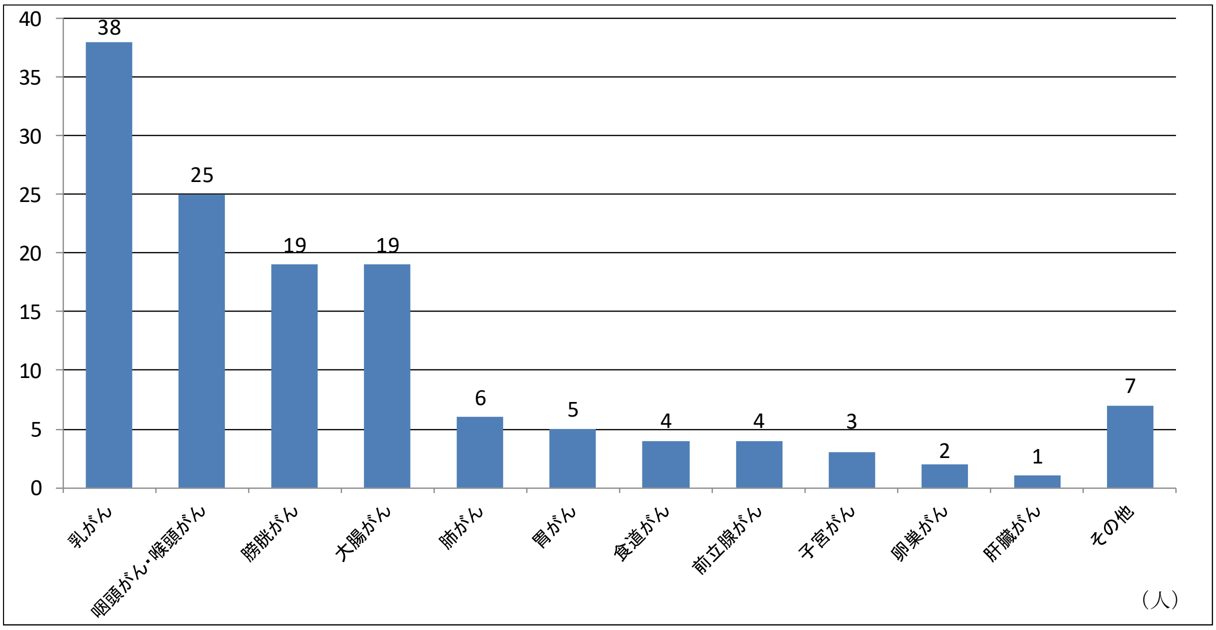

問７　最初に診断されたがんは、どのような状況で発見されたのですか。（１つだけ）

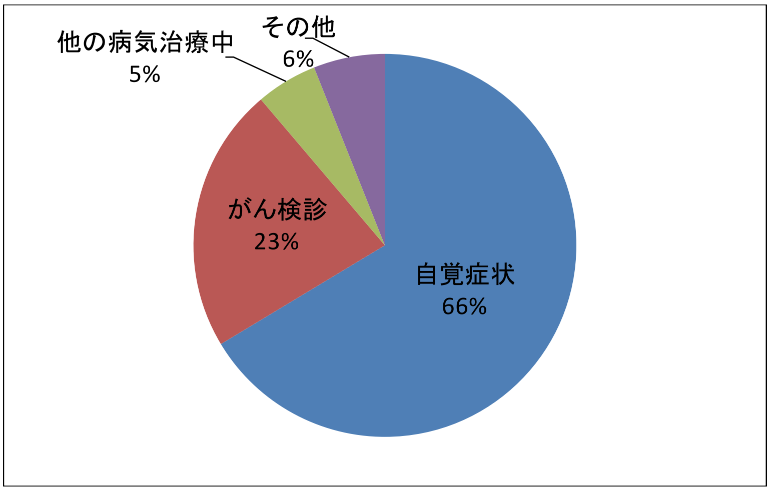

問８　これまでに受けた治療は何ですか。（いくつでも）

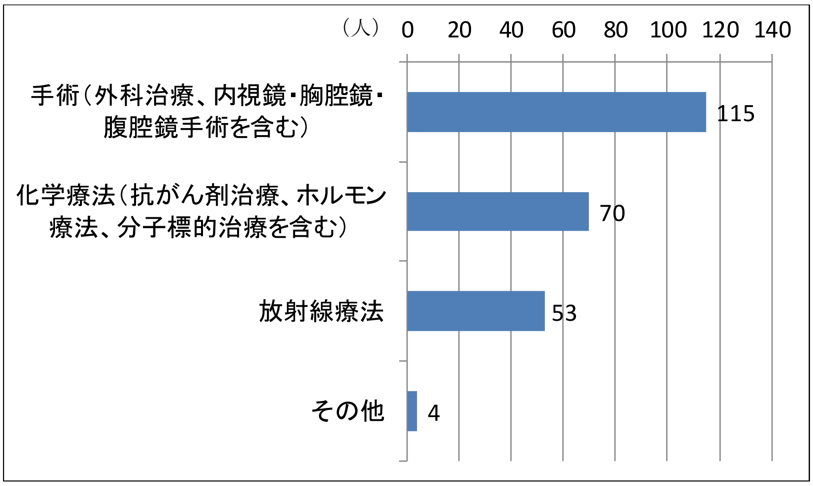

問９　がん治療を受けるにあたって、医療関係者から病気や治療について話を聞きましたか。
（１つだけ）

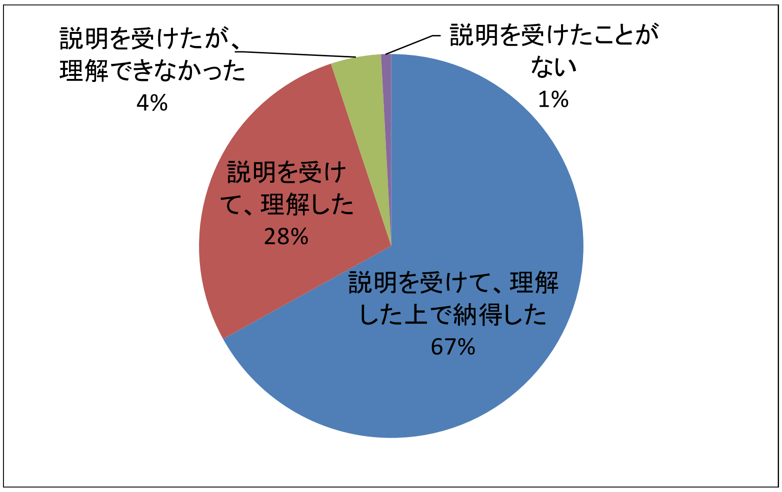

問 10　あなたは、がん治療にあたって「セカンド・オピニオン」（資料参照）について、どのように説明されましたか。（１つだけ）

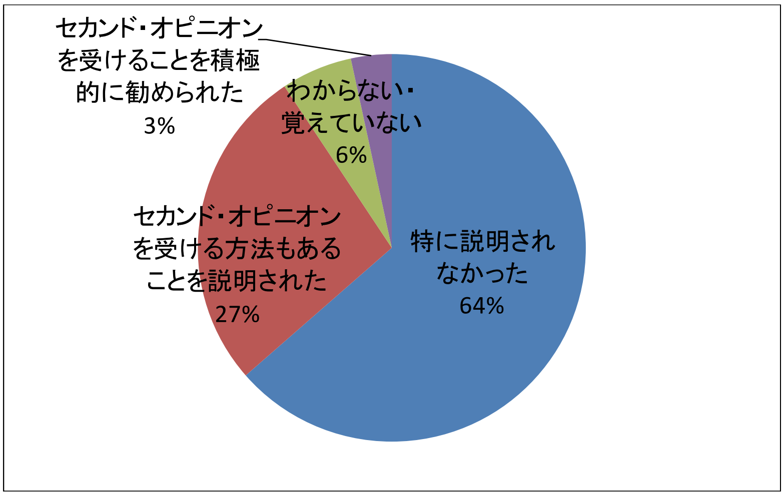

（資料）セカンド・オピニオンとは
〇よりよい決定をするために、もう一人の人から聴取する意見。医療の分野では、一人の医師の意見だけを聞いて決めてしまわずに、別の医師の意見も聞いて患者が治療法などを決めることを指す。

問 11　あなたは、がん治療にあたって「セカンド・オピニオン」が必要だと思いますか。（１つだけ）

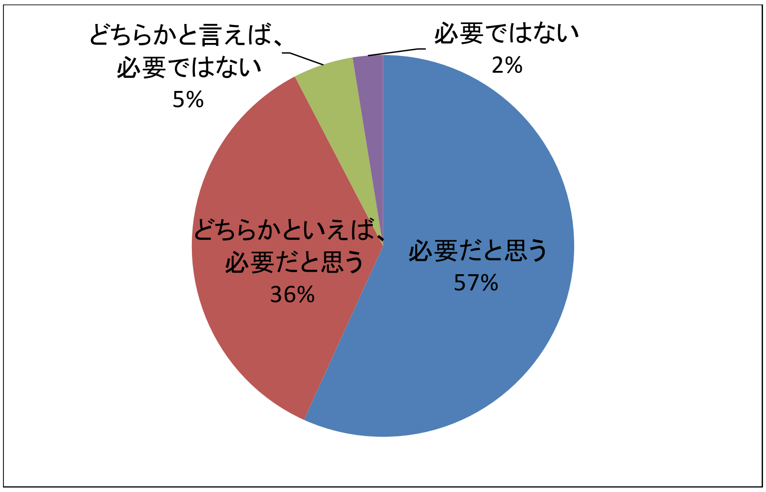

問 12　最初にがんと診断された時に、就労されていた方に伺います。あなたの診断時の職業は何ですか。（１つだけ）

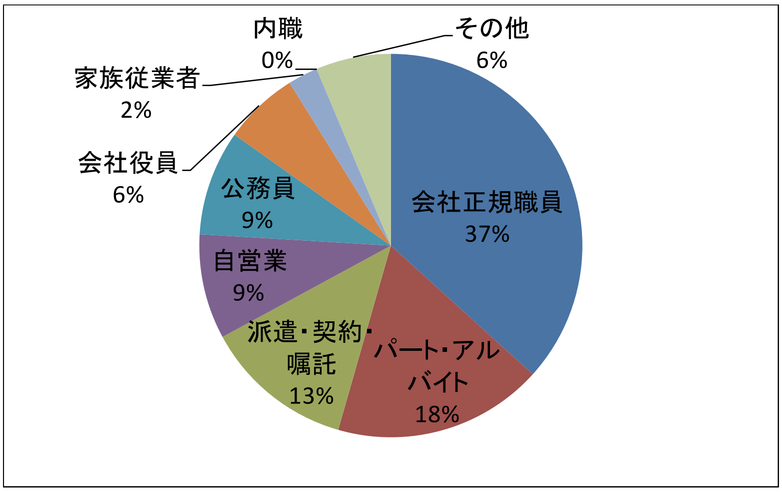

がん患者団体

問 13　最初にがんと診断された時に、就労されていた方に伺います。現在、診断時の職場との関係はどのようになっていますか。（１つだけ）

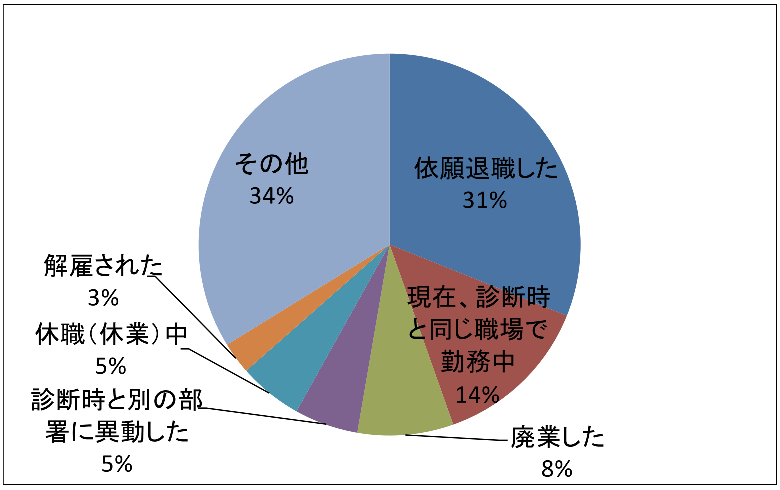

問 14　最初にがんと診断された時に、就労されていた方に伺います。診断時の仕事継続に対する事業主の理解・支援は得られましたか。（１つだけ）

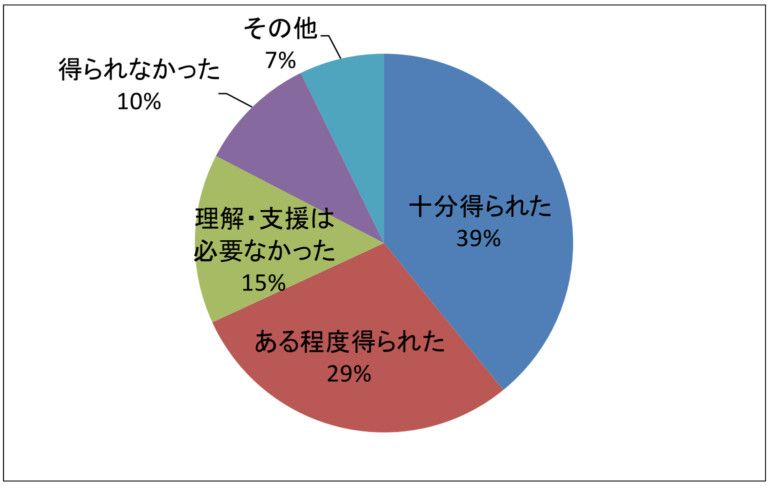

問 15　最初にがんと診断された時に、就労されていた方に伺います。治療と仕事の両立など、就労に関してどこに相談しましたか。（いくつでも）

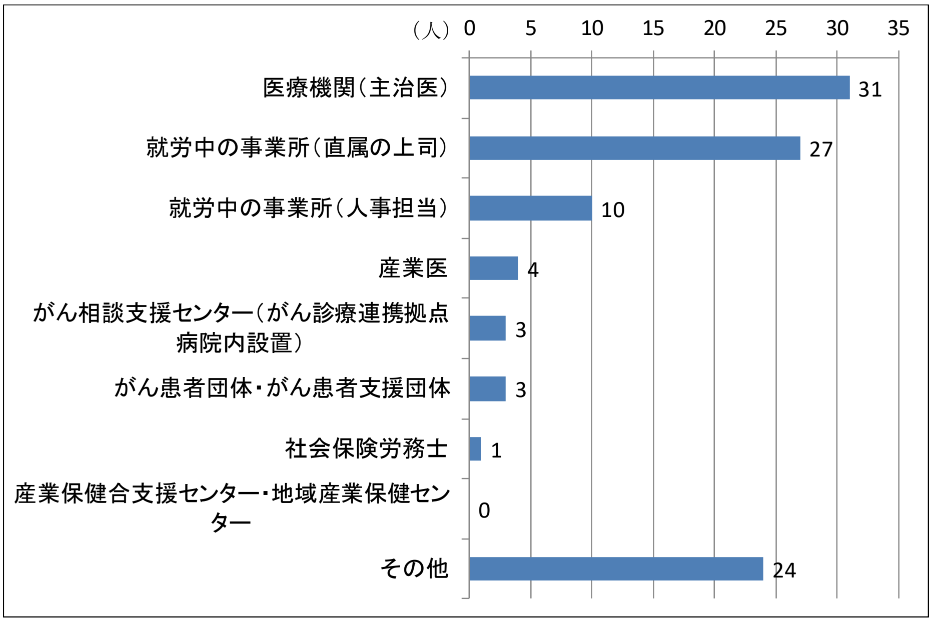

問 16　治療が一段落し定期的な検査のための通院となった時、あなたは次のどれを選びますか。
（1 つだけ）

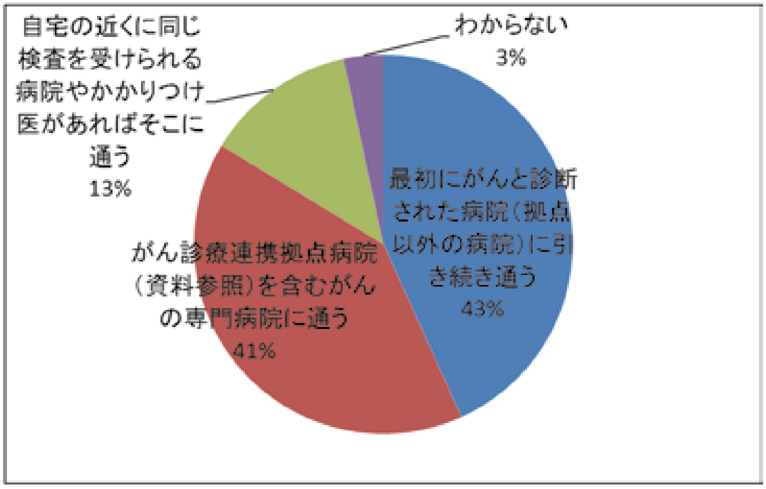

（資料）がん診療連携拠点病院とは
○どこの地域に住んでいても、同程度の医療が受けられるよう、がん医療水準の向上と地域格差の解消を目的として、国が一定の要件を満たす医療機関を「がん診療連携拠点病院」として指定したもの
○我が国に多いがん（肺がん、胃がん、大腸がん、肝がん、乳がん）に対応

問 17　「緩和ケア」（資料参照）について、あなたにとって当てはまるものはどれですか。
（いくつでも）

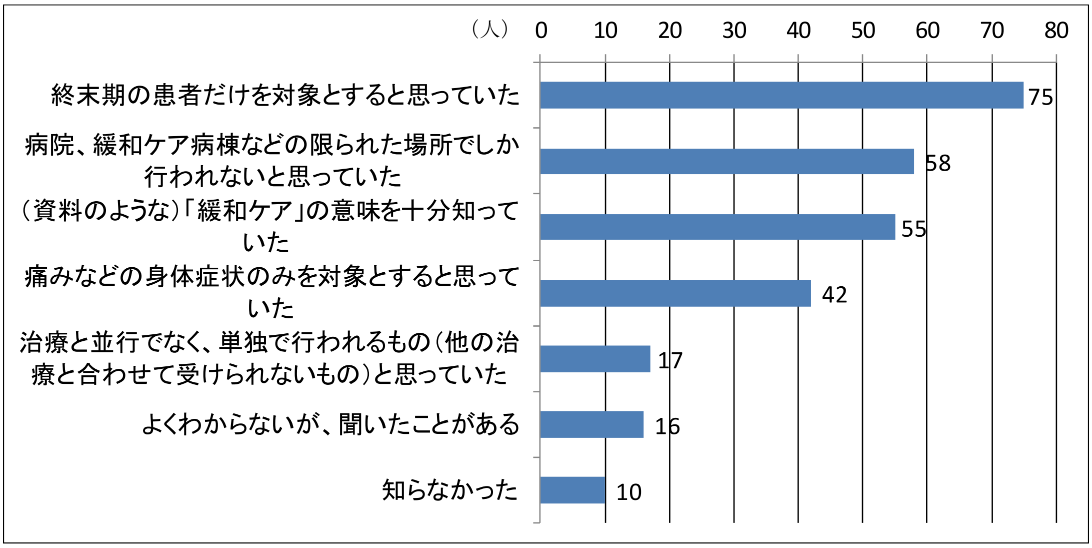

（資料）緩和ケアとは
○生命を脅かす疾患に伴う痛みをはじめとする身体のつらさ、気持ちのつらさ、生きている意味や価値についての疑問、療養場所や　医療費のことなど、患者や家族が直面するさまざまな問題に対し援助することによって、クオリティー・オブライフ（ＱＯＬ：生活の質）を改善するアプローチ。
○病気の時期や治療の場所を問わず、いつでもどこでも提供される必要があるとされている。

問 18-1　あなたは、がんの緩和ケアを受けたことがありますか。（いずれか選択）

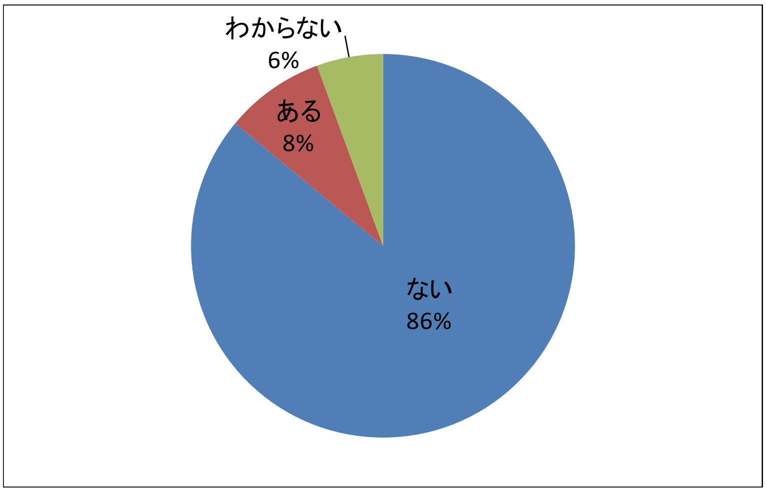

問 18-2　問 18-1 で「がんの緩和ケアを受けたことがある」と答えた方に質問します。提供された緩和ケアは満足のいくものですか。（１つだけ）

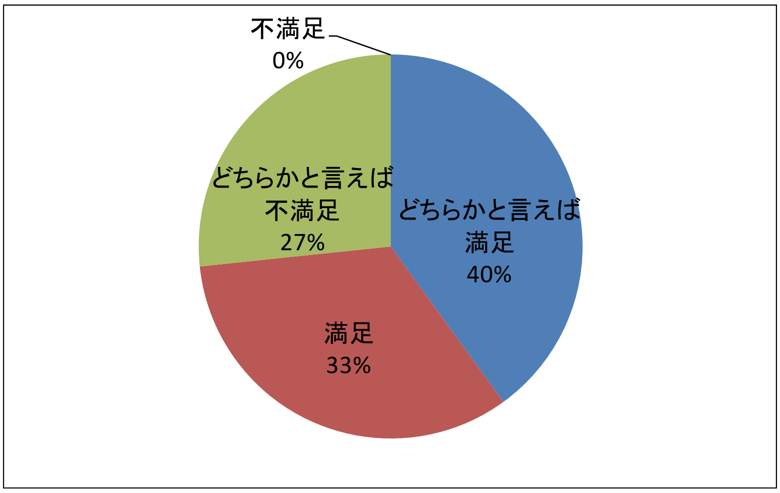

問 19　がんを治すことが難しくなり、あなたの人生の時間が残り少なくなった場合、痛みなどの症状が和らいだ状態で日常生活を送ることができるとしたら、どこで過ごしたいと思いますか。（１つだけ）

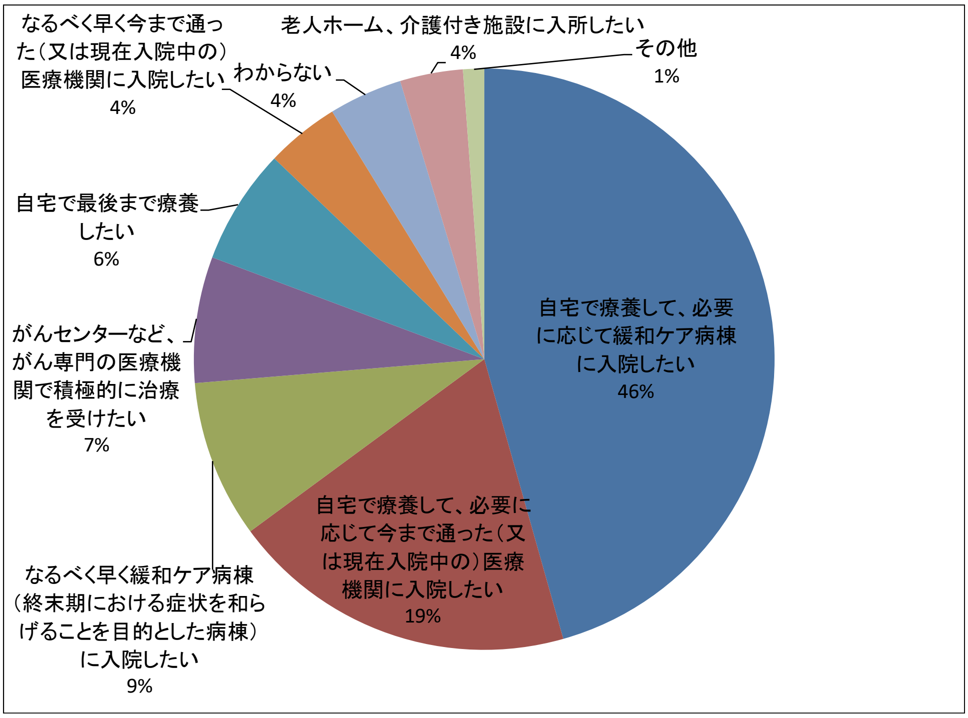

問 20　不安な症状や痛みが自宅（施設）においても緩和できるとしたら、どこで最後を迎えたいと思いますか。（１つだけ）

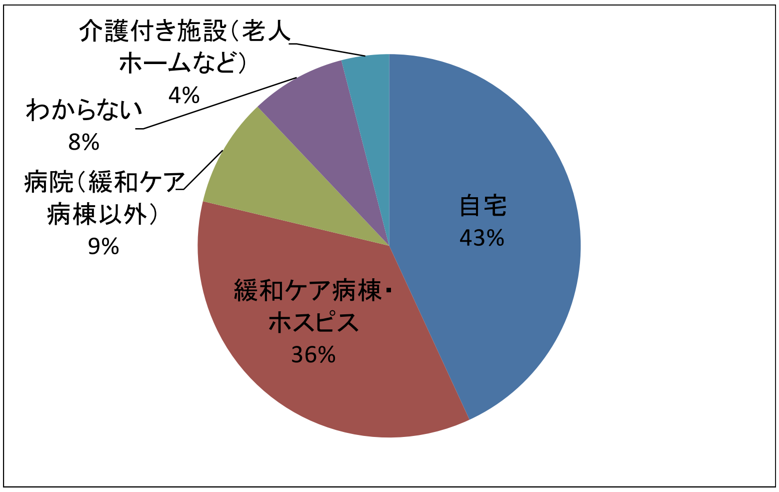

問 21　ご自宅で過ごすことを想定した場合、どのサービスの充実を望みますか。（３つだけ）

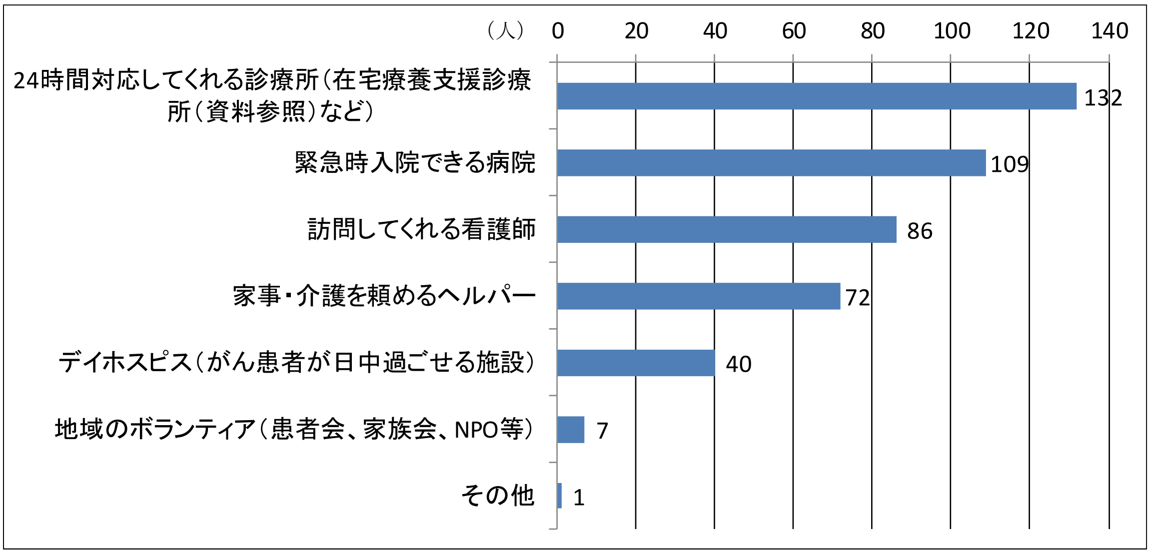

（資料）在宅療養支援診療所とは
○24 時間 365 日体制で往診や訪問看護を行う診療所のこと。

問 22　がんの診断や治療を通して、どのようなことについて悩みましたか。（３つだけ）

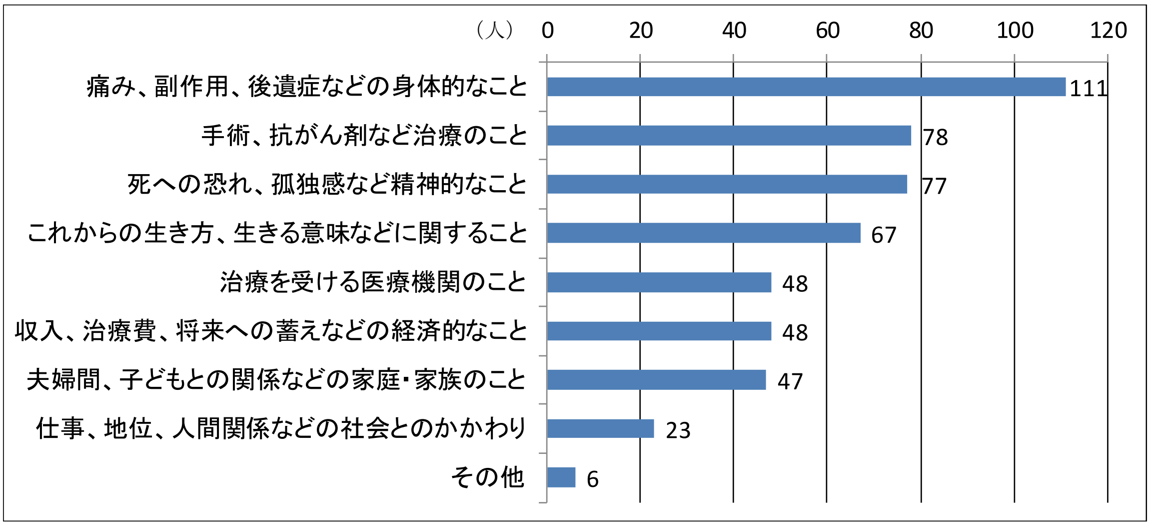

問 23-1　がん診療連携拠点病院に設置されているがん相談支援センターは、がん医療に関する相談、セカンド・オピニオンを受けられる医師の紹介、がん検診に関する情報発信や相談、就労や療養生活に関すること等のがんについての様々な相談を受ける窓口となっていますが、あなたは、がん相談支援センターを利用したことはありますか。（１つだけ）

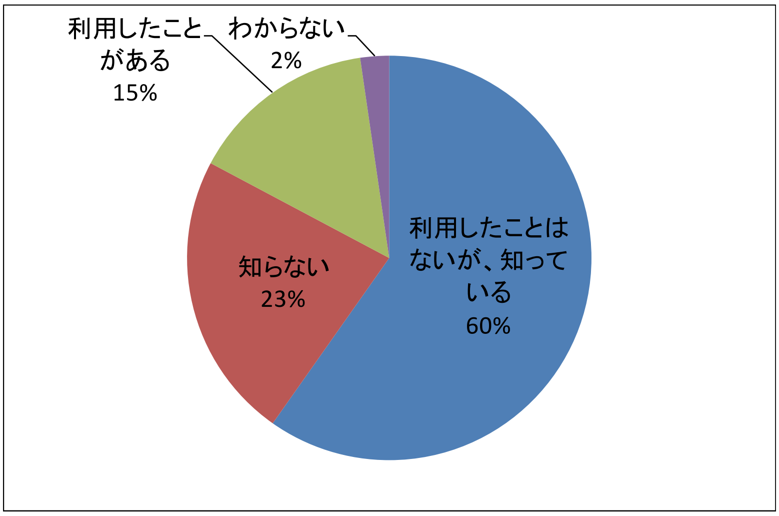

問 23-2　問 23-1 で「利用したことがある」と答えた方に質問します。この「相談支援センター」の取組が、患者への相談支援・情報提供に役立っていると思いますか。（１つだけ）

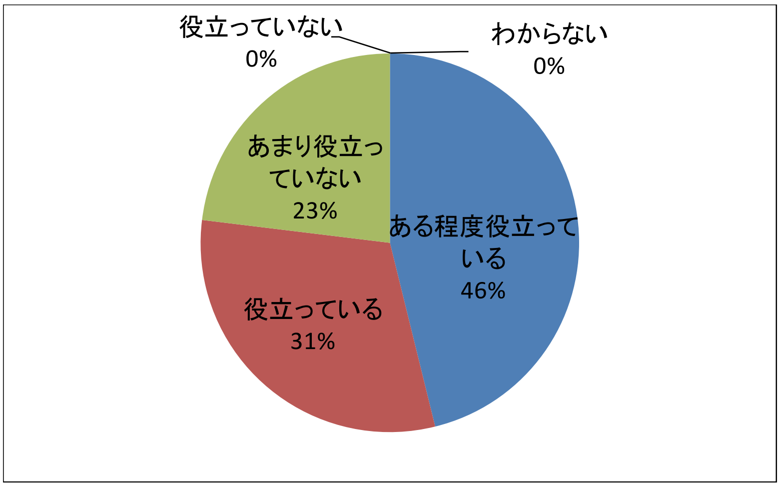

問 24　あなたは、がんに関する情報について、どのようなところから情報を得ていますか。
（いくつでも）

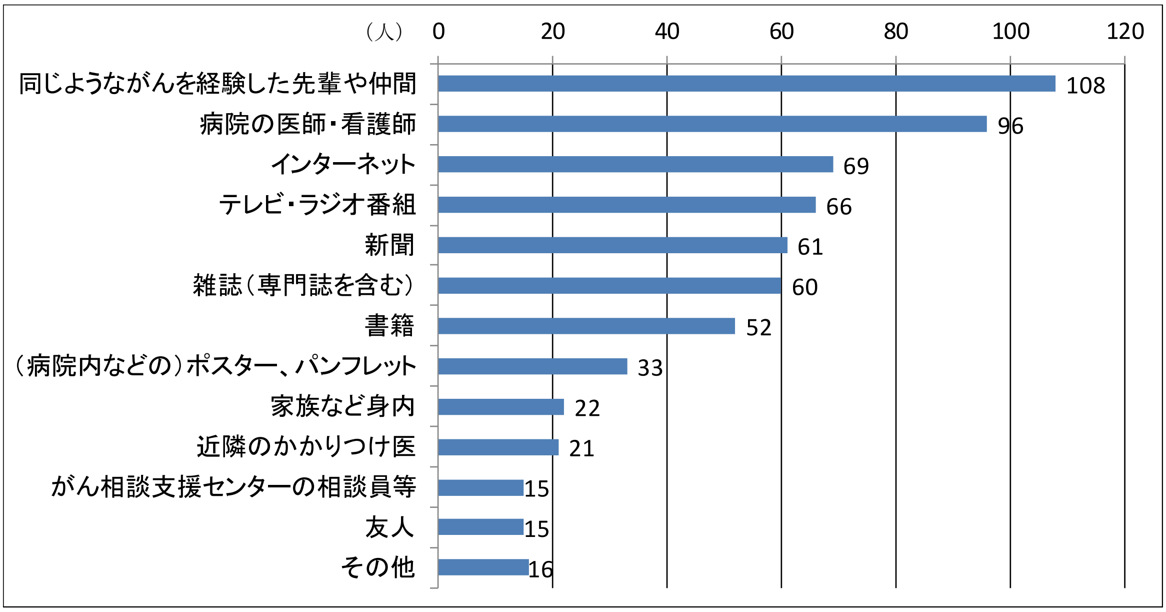

問 25　がん専用サイト「千葉県がん情報　ちばがんなび」ではがんに関する知識や、県内の医療機関や、不安や悩みを相談できる身近な窓口、各種の支援制度などを紹介しています。あなたは、「千葉県がん情報　ちばがんなび」を知っていますか。（１つだけ）

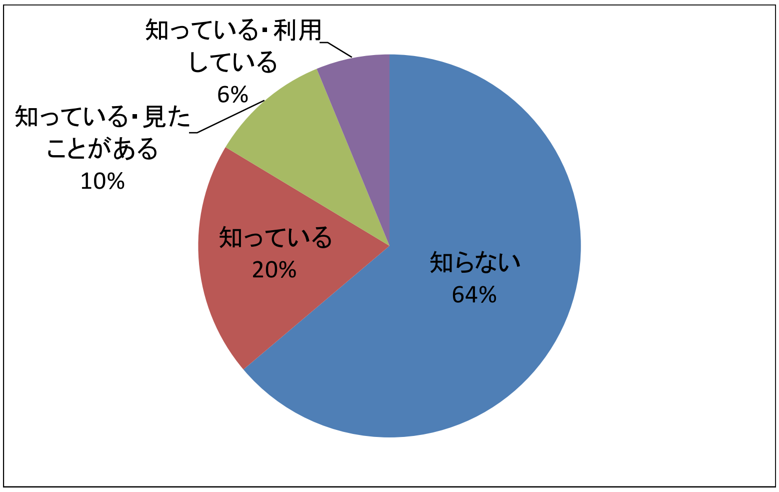

問 26　がん検診は、がんの早期発見、早期治療につながる重要な検査だと思いますか。
（１つだけ）

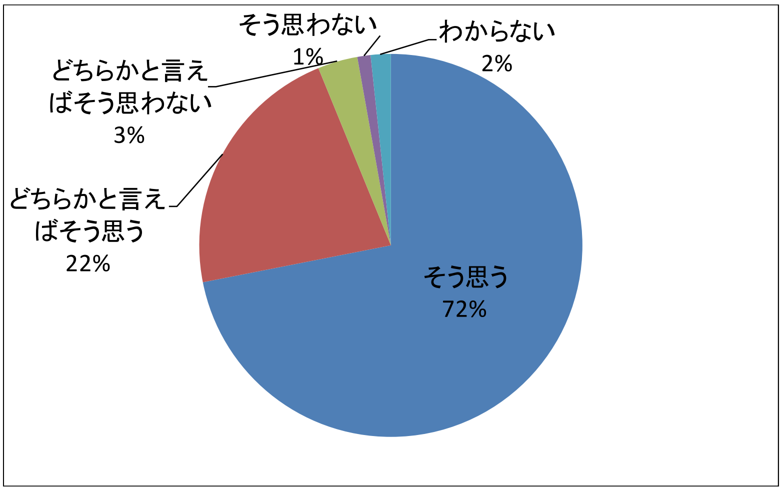

問 27　がん検診を受診する場合、どのようなサービス、システムがあれば受けやすいですか。
（いくつでも）

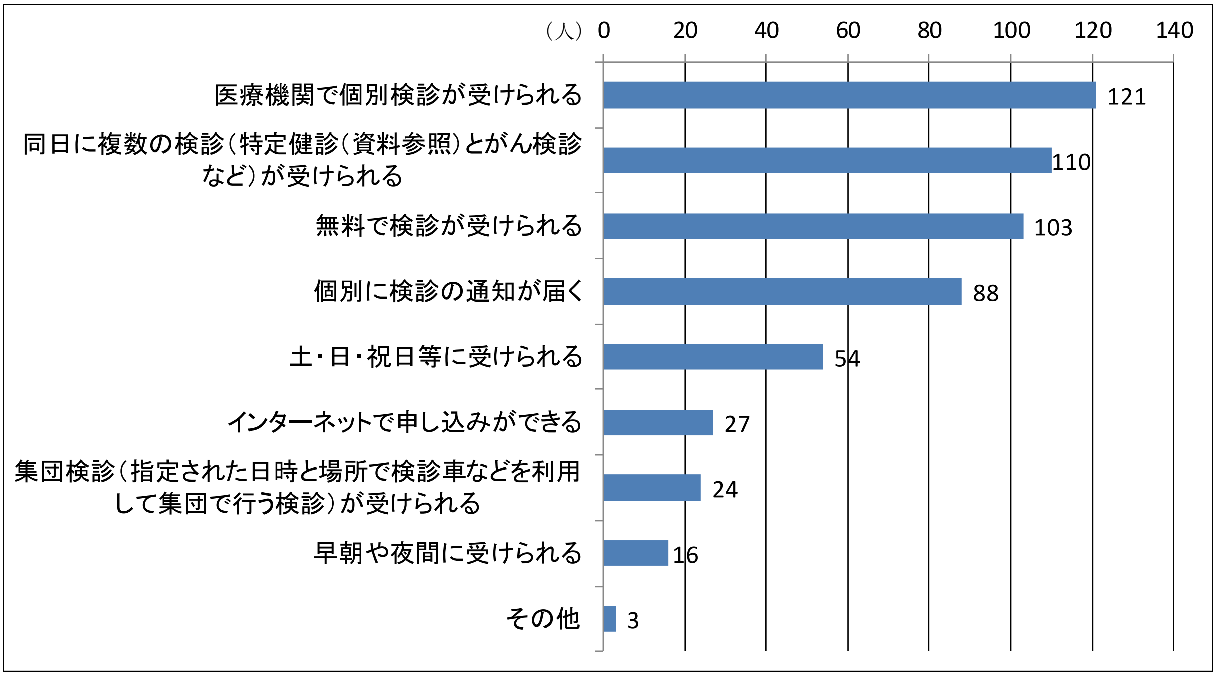

（資料）特定健診とは
○日本人の死亡原因の約６割を占める生活習慣病の予防のために、４０歳から７４歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目して行う健診のこと。

問 28　県では、がん検診の受診率向上を目指し様々な取組を行っていますが、あなたが知っているものは何ですか。（いくつでも）

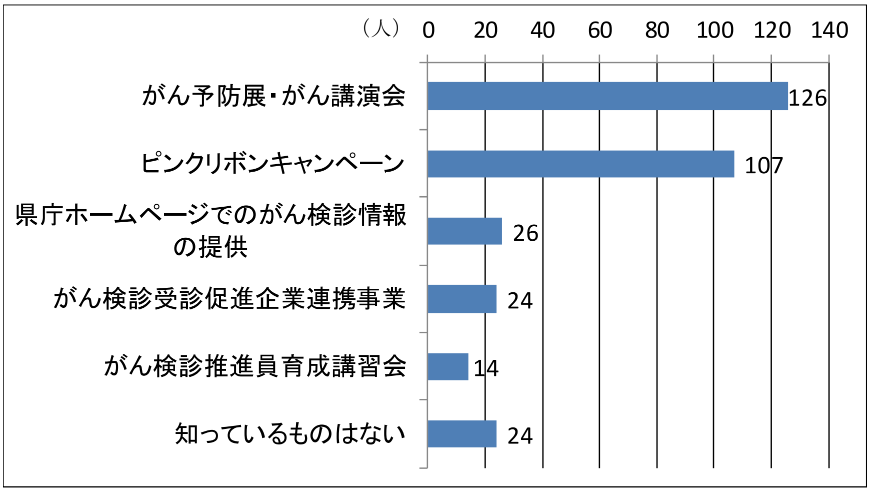

問 29　子どもの頃から、自他の健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理するとともに、がんに対する正しい理解を深めるための「がん教育」をあなたが行うとしたら、子どもたちにどのようなことを伝えたいですか。（いくつでも）

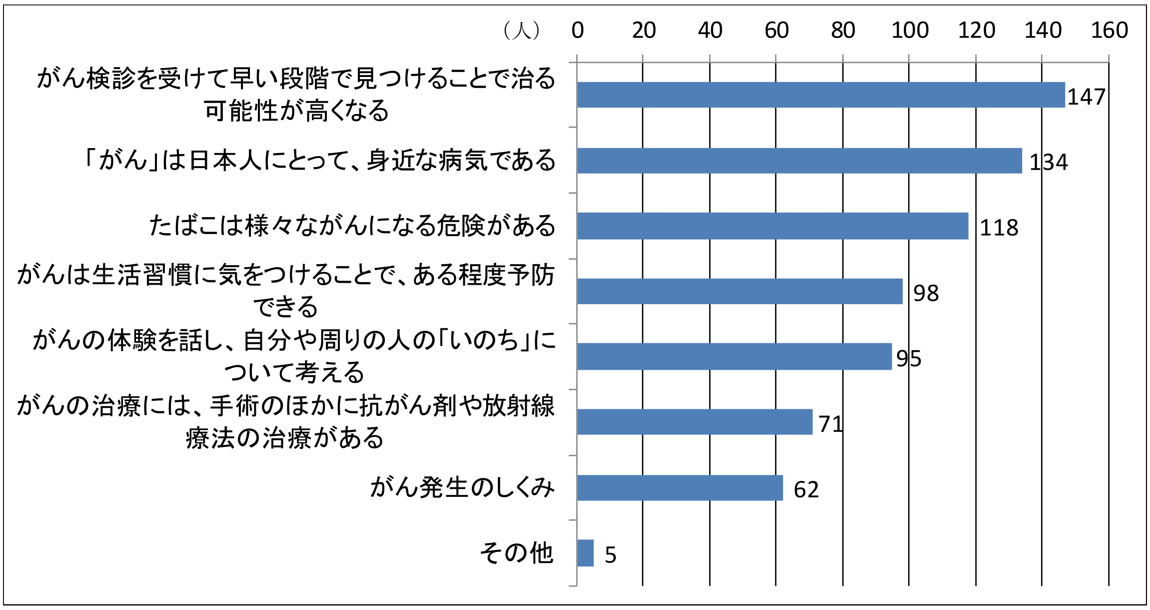

問 30-1　日本でがんと診断されたすべての人のデータを、国で１つにまとめて集計・分析・管理する「全国がん登録事業」が平成 28 年１月から始まりましたが、あなたは、このような取組をご存知ですか。（１つだけ）

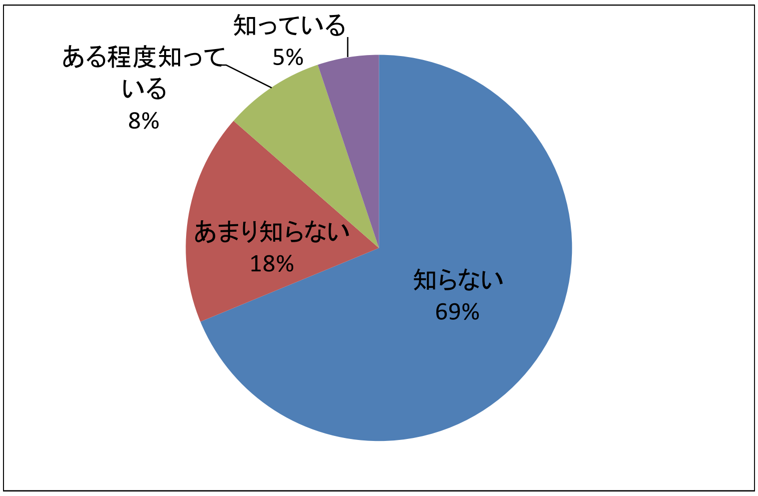

問 30-2　全国がん登録事業によって、がんに関する正確な統計が整備されると、様々なメリットが期待できますが、あなたは何に期待しますか。（いくつでも）

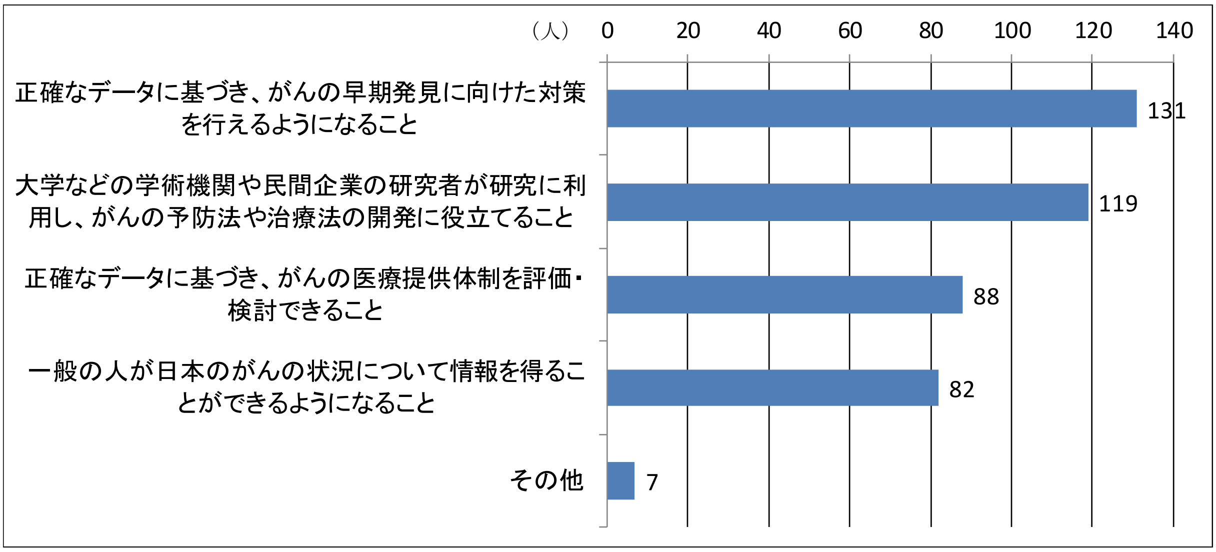

問 31　あなたは、がん対策について、県としてどういったことに力を入れてほしいと思いますか。
（いくつでも）

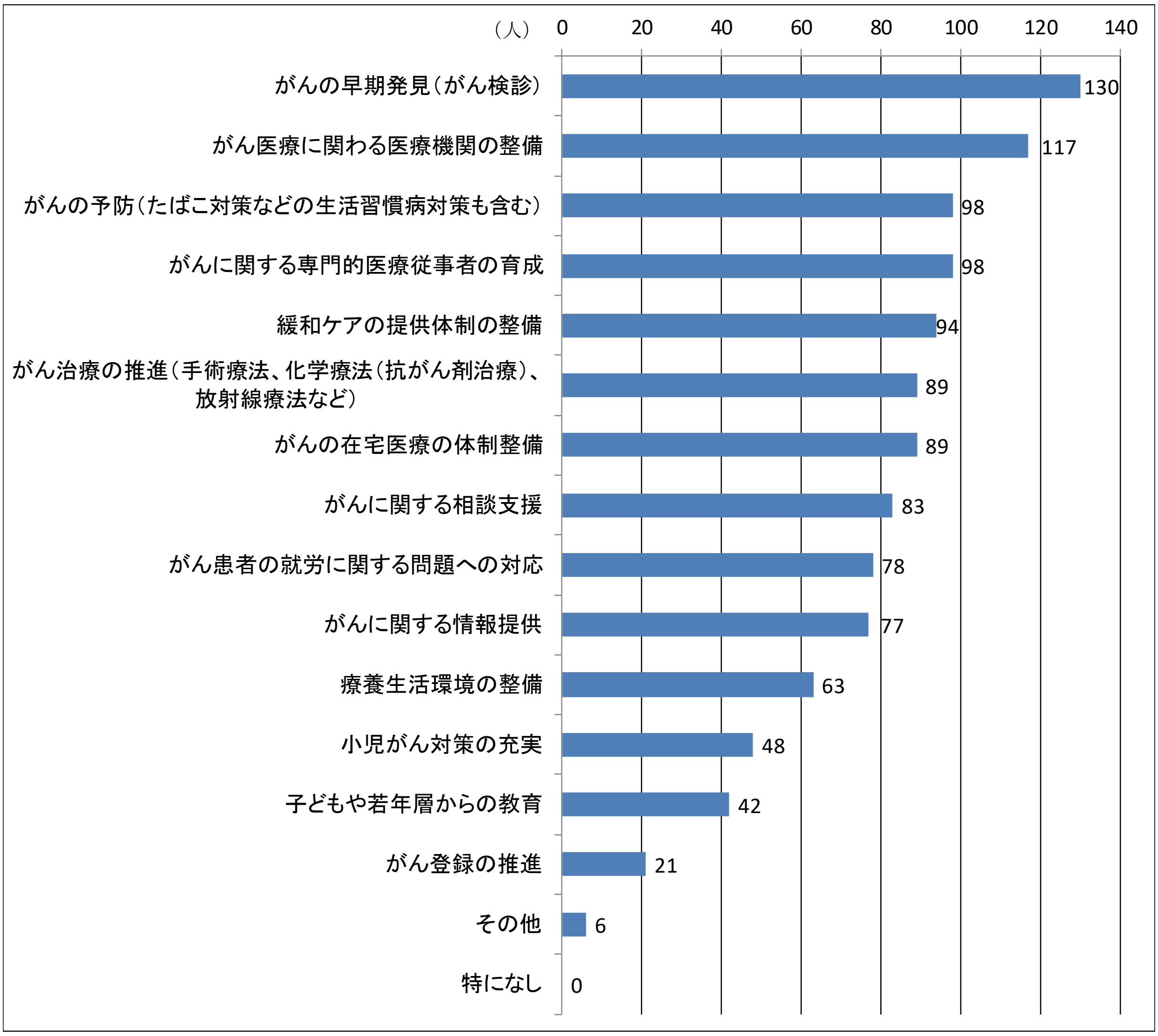

問 32　その他、県のがん対策についてのご意見など、自由にご記入ください。

記載あり　38（21.1%）

千葉県がん対策に関するアンケート調査結果

３．一般県民（インターネットアンケート調査協力員）

（１）調査対象　　アンケート調査協力員　１，４１１人

（２）調査時期　　平成２９年１１月～１２月

（３）調査方法　　インターネットアンケート専用フォームへの入力による回答

（４）回答状況　　アンケート調査協力員１，４１１人のうち１６２人が回答
（回答率　１１．５%）調査項目すべて、１６２人が母数

（５）調査項目

問１　がんを予防するために実践していることについて（いくつでも）

問２　がんに関する情報について（いくつでも）

問３　がん専用サイト「千葉県がん情報　ちばがんなび」について（１つ選択）

問４　がん治療と仕事の両立支援について（いくつでも）

問５　がんを治すことが難しくなった時の療養方法等について（１つ選択）

問６　がん対策について（いくつでも）

A．回答者の構成

（１）居住地域

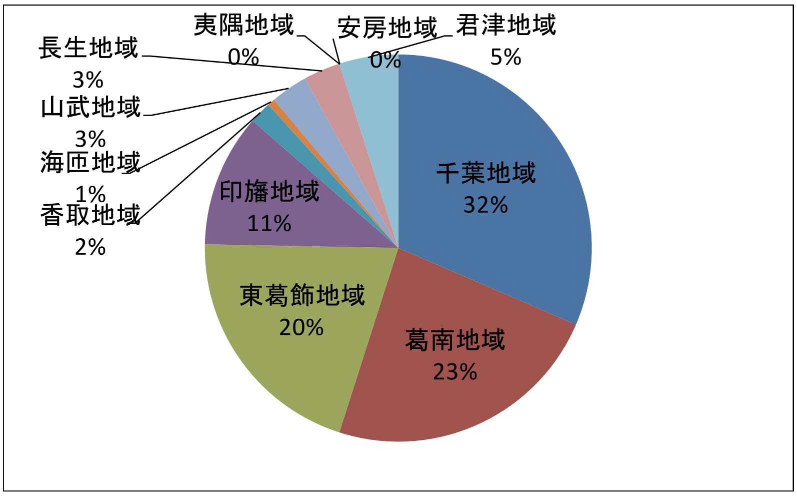

＜ 参 考 ＞

千葉地域	千葉市、市原市
葛南地域	市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市
東葛飾地域	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ケ谷市
印旛地域	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、印旛郡
香取地域	香取市、香取郡
海匝地域	銚子市、旭市、匝瑳市
山武地域	東金市、山武市、大網白里市、山武郡
長生地域	茂原市、長生郡
夷隅地域	勝浦市、いすみ市、夷隅郡
安房地域	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡
君津地域	木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市

（２）年齢

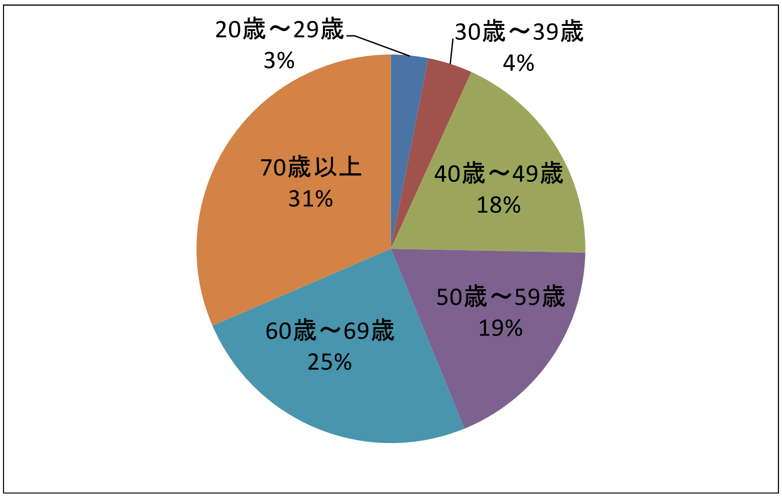

（３）性別

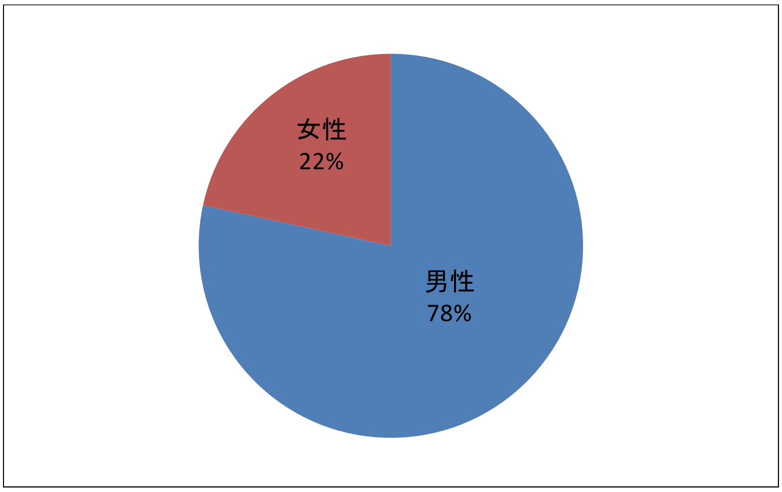

Ｂ．調査結果

問１　あなたは、がんを予防するために日頃からどんなことを実践していますか。
（いくつでも）

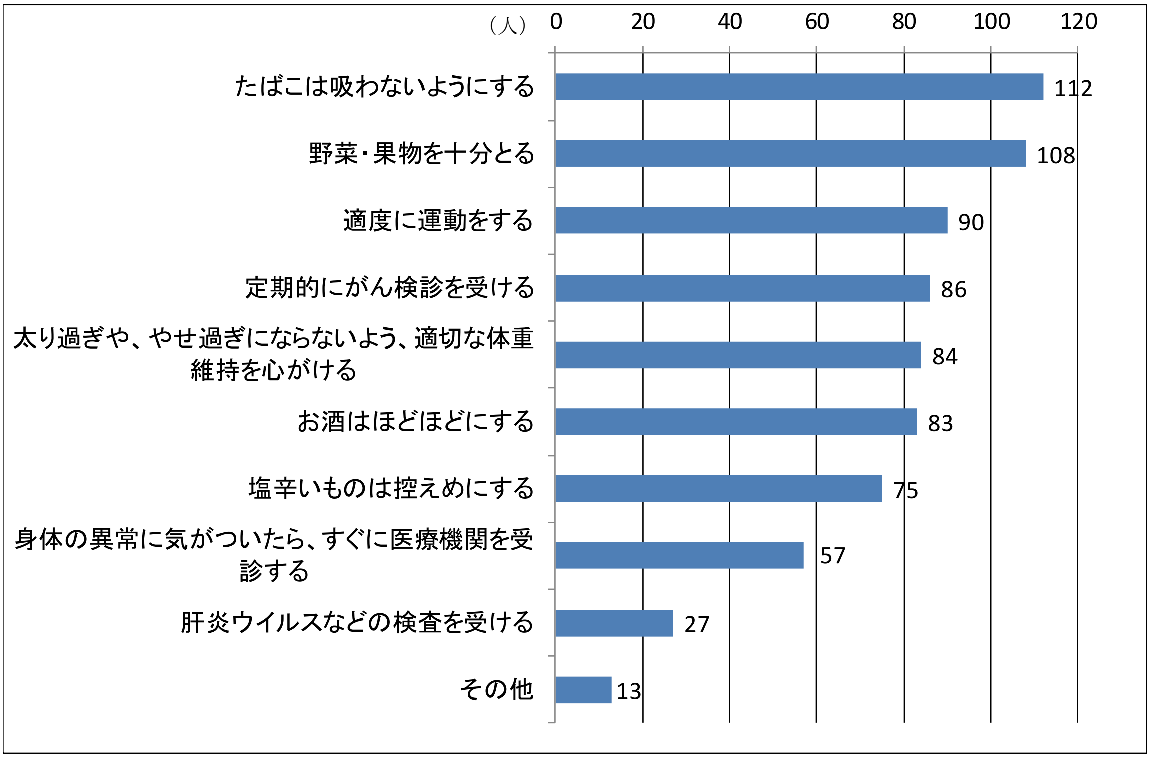

一般県民

問２　あなたは、がんに関する情報について、どのようなところから情報を得ていますか。（いくつでも）

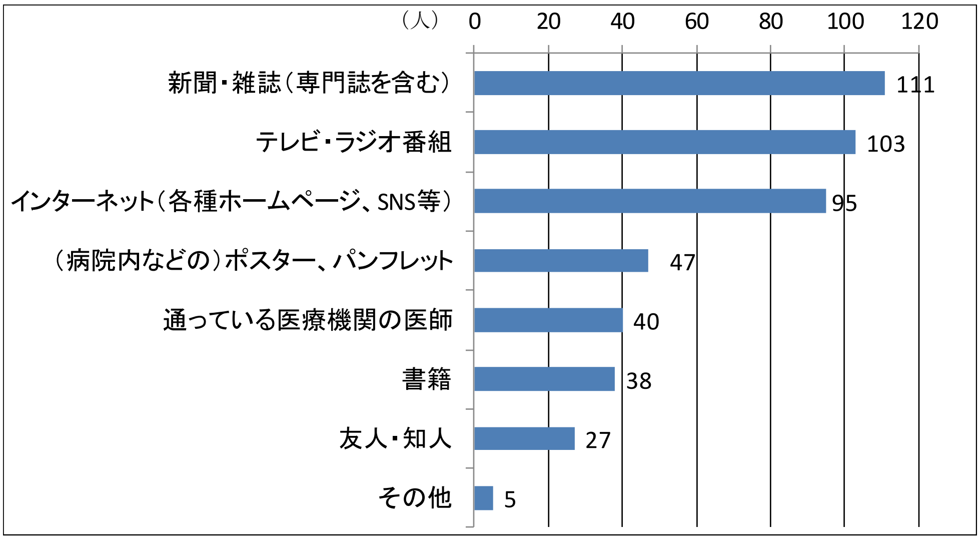

問３　がん専用サイト「千葉県がん情報　ちばがんなび」では、がんに関する知識や、県内の医療機関、不安や悩みを相談できる身近な窓口、各種の支援制度などを紹介しています。あなたは、「千葉県がん情報　ちばがんなび」を知っていますか。（「千葉県がん情報　ちばがんなび」のページはこちら『http://wwwp.pref.chiba.lg.jp/pbgnv/』）（１つ選択）

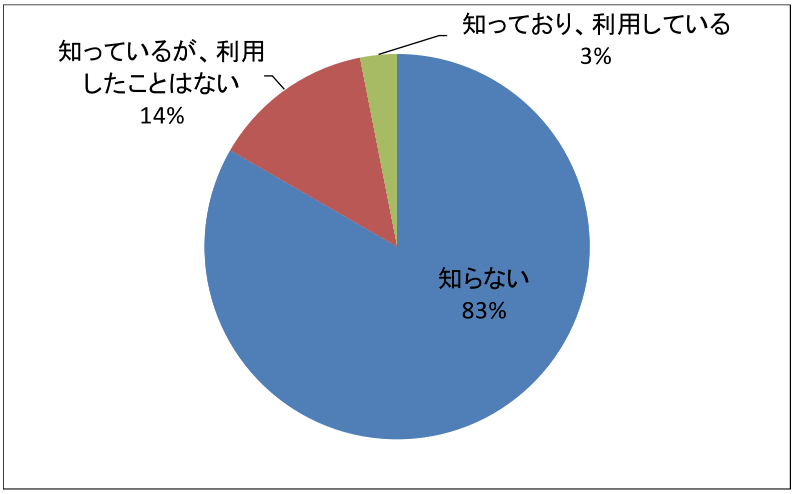

問４　がんと診断されてもすぐに仕事を辞める必要はない場合、治療と仕事を両立しながら、約７割の方は同じ職場に復帰していると言われています。あなたが、がんと診断されたとしたら、治療と現在の仕事を両立していくにあたって、どのような支援が必要と思いますか。（いくつでも）

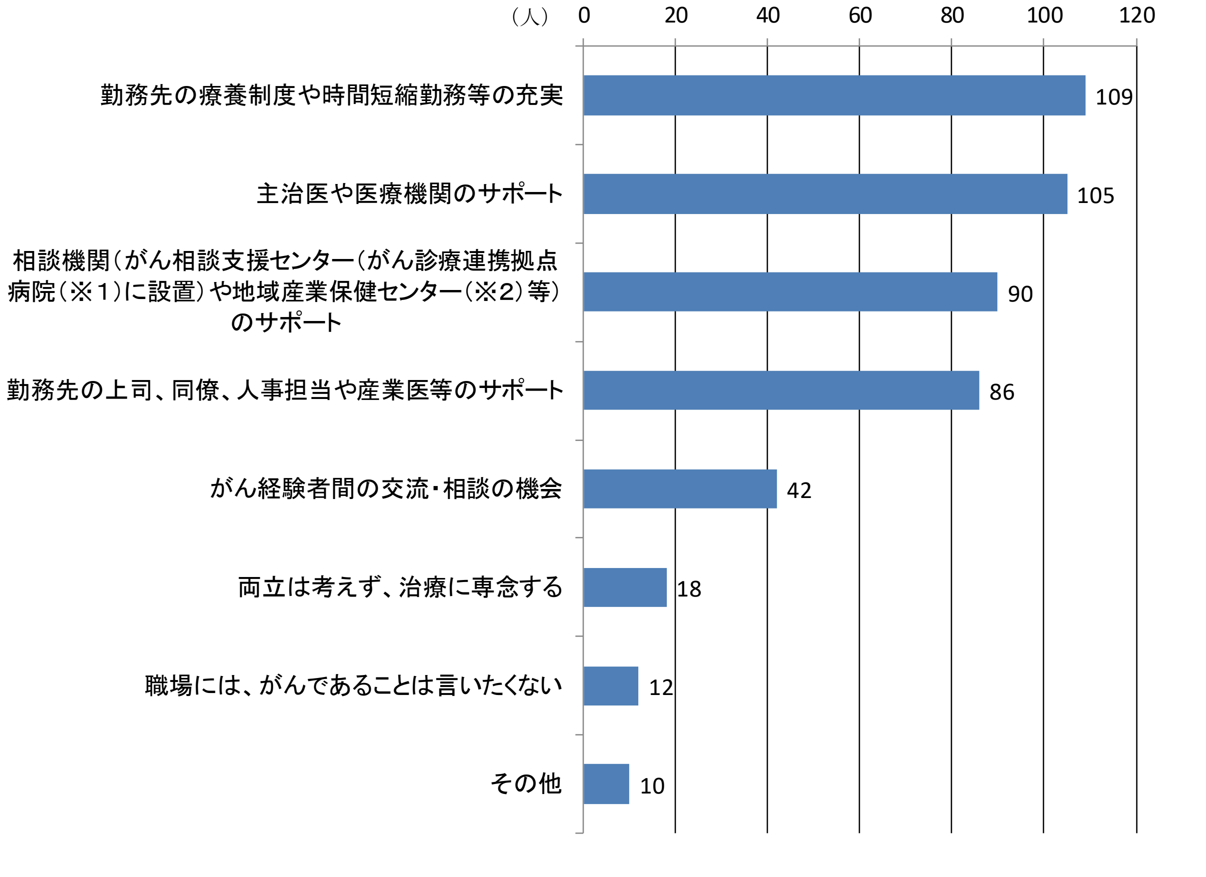

（※１）がん診療連携拠点病院とは
どこの地域に住んでいても、同程度の医療が受けられるよう、国が指定した一定の要件を満たす医療機関であり、我が国に多いがん（肺がん、胃がん、大腸がん、肝がん、乳がん）に対応して、専門的ながん医療の提供、地域のがん診療の連携協力体制の構築、がん患者に対する相談支援等を行っている。
（詳細はこちら『http://www.pref.chiba.lg.jp/kenzu/gan/kyotenbyouin.html』）

（※２）地域産業保健センターとは
労働者５０人未満の小規模事業場の事業者と労働者を対象として、産業保健サービスを無料で提供している。
（詳細はこちら『https://www.chibas.johas.go.jp/kensanpo/index.html』）

問５　がんを治すことが難しくなり、あなたの人生の時間が残り少なくなった場合、痛みなどの症状が和らいだ状態で日常生活を送ることができるとしたら、どのように過ごしたいと思いますか。（１つ選択）

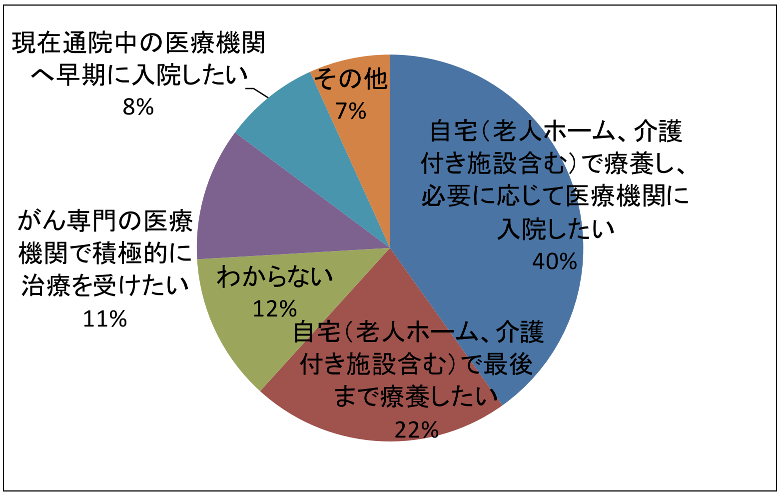

問６　あなたは、がん対策について、県としてどういったことに力を入れてほしいと思いますか？（いくつでも）

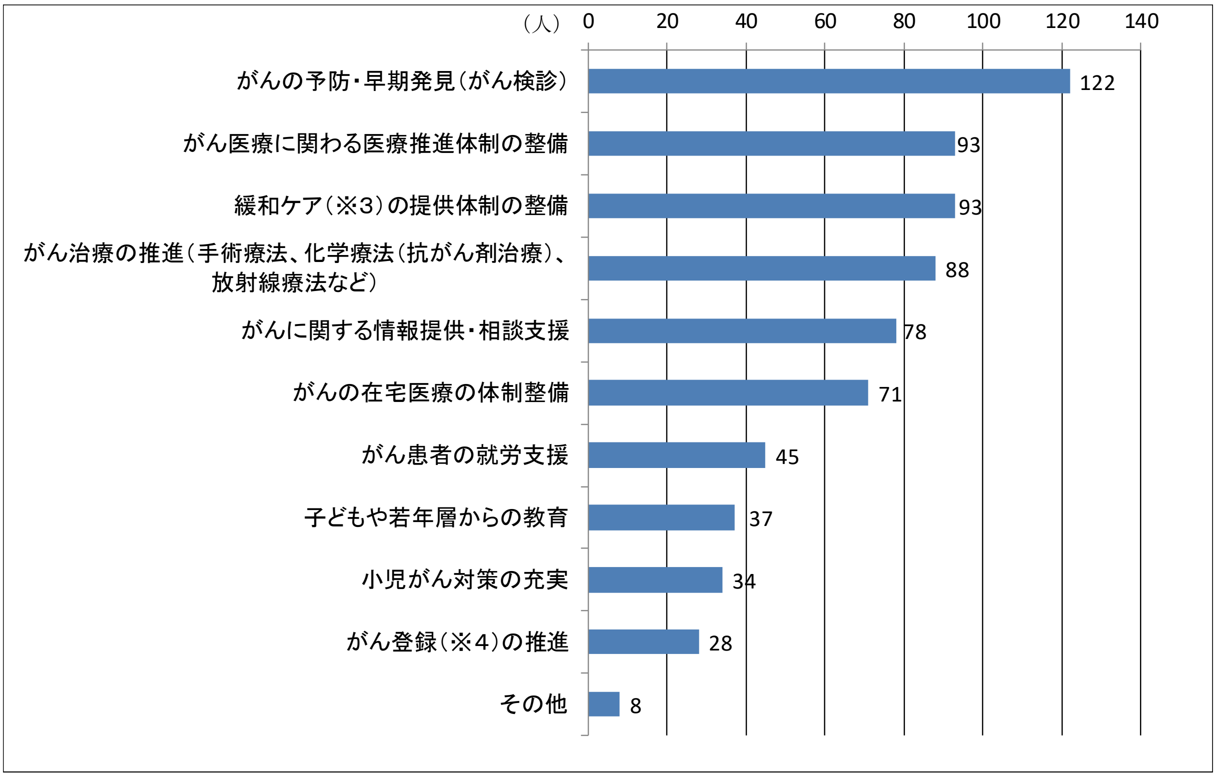

（※３）緩和ケアとは
生命を脅かす疾患に伴う痛みをはじめとする身体のつらさ、気持ちのつらさ、生きている意味や価値についての疑問、療養場所や医療費のことなど、患者や家族が直面するさまざまな問題に対し援助することによって、クオリティー・オブライフ（ＱＯＬ：生活の質）を改善するアプローチ。
病気の時期や治療の場所を問わず、いつでもどこでも提供される必要があるとされている。

（※４）がん登録とは
がん患者について、診断、治療およびその後の転帰に関する情報を収集し、保管、整理、解析する仕組み。
（詳細はこちら『http://www.jacr.info/about/registry.html』）

資料３

審議会等の開催状況

平成２９年６月６日	平成２９年度 第１回千葉県がん対策審議会がん教育部会
平成２９年７月７日	平成２９年度 第１回千葉県がん対策審議会小児がん対策部会
平成２９年７月１９日	平成２９年度 第１回千葉県がん対策審議会予防・早期発見部会
平成２９年７月２１日	平成２９年度 第１回千葉県がん対策審議会情報提供部会
平成２９年７月３１日	平成２９年度 第１回千葉県がん対策審議会緩和ケア推進部会
平成２９年８月２日	平成２９年度 第１回千葉県がん対策審議会就労支援部会
平成２９年１０月２４日	平成２９年度 第１回千葉県がん対策審議会（現計画の進捗と評価）
平成２９年１１月２０日	平成２９年度 第１回千葉県がん対策審議会情報提供部会
平成２９年１１月２８日	平成２９年度 第２回千葉県がん対策審議会がん教育部会
平成２９年１２月１９日	平成２９年度 第２回千葉県がん対策審議会予防・早期発見部会
平成２９年１２月２１日	平成２９年度 第２回千葉県がん対策審議会小児がん対策部会
平成３０年１月１２日	平成２９年度 第２回千葉県がん対策審議会就労支援部会
平成３０年１月１５日	平成２９年度 第２回千葉県がん対策審議会緩和ケア推進部会
平成３０年２月６日	平成２９年度 第２回千葉県がん対策審議会（次期計画案）

資料４

千葉県がん対策審議会委員名簿

（氏名50音順、敬称略）

委員氏名	委員役職名	備　考
五十嵐　昭子	千葉県がん患者団体連絡協議会会長	
伊澤　史夫	白井市長	
石野　良和	千葉県薬剤師会会長	
大岩　孝司	さくさべ坂通り診療所院長	～H29.12.4
大津　敦	国立がん研究センター東病院院長	
白石　治和	鋸南町長	
鈴木　陽介	千葉県議会議員	
砂川　稔	千葉県歯科医師会会長	
田畑　陽一郎	千葉県医師会会長	会長
藤澤　武彦	ちば県民保健予防財団理事長	
星岡　明	千葉県こども病院病院長	
星野　恵美子	千葉県看護協会会長	
山口　武人	千葉県がんセンター病院長	副会長
山本　修一	千葉大学医学部附属病院病院長	
横堀　喜一郎	千葉県議会議員	

千葉県がん対策審議会予防・早期発見部会委員名簿　（順不同、敬称略）

氏名	委員役職名	備考
藤澤　武彦	ちば県民保健予防財団理事長	部会長
羽田　明	千葉大学大学院医学研究院教授	
海村　孝子	千葉県医師会理事	
高原　正明	千葉県歯科医師会副会長	
林　學	ちば県民保健予防財団　名誉総合健診センター長	
河西　十九三	ちば県民保健予防財団　総合健診センター顧問	
橋本　秀行	ちば県民保健予防財団診療部長	
山口　和也	ちば県民保健予防財団診療科部長	
中山　茂	千葉県臨床検査技師会長	
千葉　政昭	千葉県診療放射線技師会長	
加藤　寿起	袖ケ浦市市民健康部健康推進課長	
川島　千秋	長生村健康推進課課長補佐	
白田　千佳子	全国健康保険協会千葉支部保健師	

千葉県がん対策審議会がん教育部会委員名簿　（順不同、敬称略）

氏名	委員役職名	備考
山本　修一	千葉大学医学部附属病院長	部会長
五十嵐　昭子	千葉県がん患者団体連絡協議会長	
金井　弘子	NPO法人ねむの樹理事長	
森本　浩司	千葉県医師会副会長	
加藤　珠以	千葉県PTA連絡協議会副会長	
小林　信弥	千葉県中学校長会調査研究部長	
小坂　祐一	千葉県保健主事会長	
中西　規	千葉県養護教諭会副会長	
竹田　和枝	千葉県養護教諭会事務局	

千葉県がん対策審議会緩和ケア推進部会委員名簿　（順不同、敬称略）

氏名	委員役職名	備考
大岩　孝司	さくさべ坂通り診療所院長	～H29.12.4 部会長
山口　武人	千葉県がんセンター病院長	部会長
野口　渉子	千葉県介護福祉士会　会長	
土橋　正彦	千葉県医師会　副会長	
小宮　あゆみ	千葉県歯科医師会　理事	
眞鍋　知史	千葉県薬剤師会　副会長	
権平　くみ子	千葉県看護協会　ちば訪問看護ステーション　所長	
坂下　美彦	千葉県がんセンター　緩和医療科部長	
滝口　裕一	千葉大学医学部附属病院　腫瘍内科長	
小川　朝生	国立がん研究センター東病院　精神腫瘍科長	
篠原　靖志	さんむ医療センター　院長	
木村　由美子	ラミーナ訪問看護ステーション　所長	
宮坂　いち子	NPO法人ホスピスケアを広める会　理事長	

千葉県がん対策審議会小児がん対策部会委員名簿　（順不同、敬称略）

氏名	委員役職名	備考
星岡　明	千葉県こども病院病院長	部会長
西牟田　敏之	千葉県医師会理事	
角南　勝介	成田赤十字病院副院長	
角田　治美	千葉県こども病院　血液･腫瘍科部長	
浅野　健	日本医科大学千葉北総病院　小児科部長	
中田　光政	千葉大学大学院医学研究院　小児外科学助教	
原木　真名	まなこどもクリニック院長	
小川　純子	淑徳大学看護栄養学部准教授	
井上　富美子	NPO法人ミルフィーユ小児がんフロンティアーズ理事長	

千葉県がん対策審議会情報提供部会委員名簿　（順不同、敬称略）

氏名	委員役職名	備考
五十嵐　昭子	千葉県がん患者団体連絡協議会会長	部会長
野田 真由美	ＮＰＯ法人支えあう会「α」副理事長	
渡邊 清高	帝京大学医学部内科学（腫瘍内科）准教授	
渡辺 鉱	千葉日報社販売局読者サービス室長	
宍倉 朋胤	千葉県医師会理事	
浜野 公明	千葉県がんセンター副病院長	
柳堀 朗子	ちば県民保健予防財団調査研究部長	～H29.12.24
坂本 はと恵	国立がん研究センター東病院 副サポーティブケアセンター長/がん相談支援センター　がん相談統括専門職	
中村 晃子	千葉県がんセンター　がん相談支援センター 主任看護師	
藤崎 千晶	東京歯科大学市川総合病院　がん相談支援センター　医療ソーシャルワーカー	

千葉県がん対策審議会就労支援部会委員名簿　（順不同、敬称略）

氏名	委員役職名	備考
大津　敦	国立がん研究センター東病院長	部会長
松岡 かおり	千葉県医師会理事	
能川　浩二	千葉産業保健総合支援センター　所長	
藤澤　俊一	千葉労働局　職業安定部職業安定課長	
藤田　敦子	ＮＰＯ法人千葉・在宅ケア市民ネットワークピュア　代表	
坂本 はと恵	国立がん研究センター東病院 サポーティブケアセンター/がん相談支援センター　がん相談統括専門職	
杉坂 恵美子	杉坂社会保険労務士事務所　所長	
星　敦子	星商株式会社　代表取締役社長	
山岡　鉄也	日経BP社　広告局　プロデューサー	～H29.7.3

千葉県がん対策審議会がん登録部会委員名簿　（順不同、敬称略）

氏名	委員役職名	備考
田畑　陽一郎	千葉県医師会長	部会長
藤澤　武彦	ちば県民保健予防財団理事長	
松村　雅生	日本大学法務研究科教授	

資料５

がん診療連携拠点病院等一覧

平成 30 年 4 月 1 日現在

二次保健医療圏	病院名	住所・電話番号	ホームページアドレス
千葉	千葉県がんセンター	千葉市中央区仁戸名町666-2 043-264-5431	http://www.pref.chiba.lg.jp/gan/
	千葉大学医学部附属病院	千葉市中央区亥鼻1-8-1 043-222-7171	http://www.ho.chiba-u.ac.jp/
	千葉医療センター	千葉市中央区椿森4-1-2 043-251-5311	http://www.hosp.go.jp/~chiba/
東葛南部	船橋市立医療センター	船橋市金杉1-21-1 047-438-3321	http://www.mmc.funabashi.chiba.jp/
	東京歯科大学市川総合病院	市川市菅野5-11-13 047-322-0151	http://www.tdc.ac.jp/hospital/igh/
	順天堂大学医学部附属浦安病院	浦安市富岡2-1-1 047-353-3111	http://www.hosp-urayasu.juntendo.ac.jp/
東葛北部	国立がん研究センター東病院	柏市柏の葉6-5-1 04-7133-1111	https://www.ncc.go.jp/jp/ncce/index.html
	東京慈恵会医科大学附属柏病院	柏市柏下163-1 04-7164-1111	http://www.jikei.ac.jp/hospital/kashiwa/
	松戸市立総合医療センター	松戸市千駄堀993-1 047-712-2511	http://www.city.matsudo.chiba.jp/hospital/
印旛	日本医科大学千葉北総病院	印西市鎌苅1715 0476-99-1111	https://www.nms.ac.jp/hokuso-h/
香取海匝	旭中央病院	旭市イ1326 0479-63-8111	http://www.hospital.asahi.chiba.jp/
山武長生夷隅	さんむ医療センター	山武市成東167 0475-82-2521	http://www.sanmu-mc.jp
安房	亀田総合病院	鴨川市東町929 04-7092-2211	http://www.kameda.com/
君津	君津中央病院	木更津市桜井1010 0438-36-1071	http://www.hospital.kisarazu.chiba.jp/
市原	千葉労災病院	市原市辰巳台東2-16 0436-74-1111	http://www.chibah.johas.go.jp/

高度先進医療機関

病院名	住所・電話番号	ホームページアドレス
放射線医学総合研究所病院	千葉市稲毛区穴川4-9-1 043-206-3306	http://www.nirs.qst.go.jp/hospital/index.shtml

資料６

千葉県がん診療連携協力病院一覧　　平成 30 年 4 月 1 日現在

二次保健医療圏	病院名	住所・電話番号	ホームページアドレス
千葉	千葉メディカルセンター （胃がん・大腸がん）	千葉市中央区南町1-7-1 043-261-5111	http://www.seikeikai-cmc.jp/
	千葉市立海浜病院 （胃がん・大腸がん）	千葉市美浜区磯辺3-31-1 043-277-7711	http://www.city.chiba.jp/byoin/kaihin/kaihintop.html
	千葉市立青葉病院 （胃がん・大腸がん）	千葉市中央区青葉町1273-2 043-227-1131	http://www.city.chiba.jp/byoin/aoba/aobatop.html
東葛南部	千葉県済生会習志野病院 （胃がん・大腸がん）	習志野市泉町1-1-1 047-473-1281	http://www.chiba-saiseikai.com/
	谷津保健病院 （胃がん・大腸がん）	習志野市谷津4-6-16 047-451-6000	http://www.yatsu.or.jp/
	東京女子医科大学附属 八千代医療センター （胃がん・大腸がん・肺がん・ 肝がん・乳がん）	八千代市大和田新田477-96 047-450-6000	http://www.twmu.ac.jp/TYMC/
	船橋中央病院 （胃がん・大腸がん）	船橋市海神6-13-10 047-433-2111	https://funabashi.jcho.go.jp/
	千葉徳洲会病院 （胃がん・大腸がん）	船橋市高根台2-11-1 047-466-7111	http://www.chibatoku.or.jp/
	行徳総合病院 （胃がん・大腸がん）	市川市本行徳5525-2 047-395-1151	https://gyo-toku.jp
東葛北部	千葉西総合病院 （胃がん・大腸がん）	松戸市金ケ作107-1 047-384-8111	http://www.chibanishi-hp.or.jp/
	新松戸中央総合病院 （胃がん・大腸がん）	松戸市新松戸1-380 047-345-1111	http://www.ims.gr.jp/shinmatsudo/info/senkotsu_shinkei.html
	柏厚生総合病院 （胃がん・大腸がん）	柏市篠籠田617 04-7145-1111	https://www.kashiwakousei.or.jp/
	小張総合病院 （胃がん・大腸がん・肺がん）	野田市横内29-1 04-7124-6666	http://www.kobari.or.jp/
印旛	成田赤十字病院 （胃がん・大腸がん）	成田市飯田町90-1 0476-22-2311	http://www.narita.jrc.or.jp/
	東邦大学医療センター佐倉病院 （胃がん・大腸がん・子宮がん）	佐倉市下志津564-1 043-462-8811	http://www.sakura.med.toho-u.ac.jp/
	聖隷佐倉市民病院 （胃がん・大腸がん・乳がん）	佐倉市江原台2-36-2 043-486-1151	http://www.seirei.or.jp/sakura/
香取海匝	千葉県立佐原病院 （胃がん・大腸がん）	香取市佐原イ2285 0478-54-1231	https://www.pref.chiba.lg.jp/sawara/
市原	帝京大学ちば総合医療センター （胃がん・大腸がん・子宮がん）	市原市姉崎3426-3 0436-62-1211	http://www.med.teikyo-u.ac.jp/~chiba/

資料7

がん相談支援センター一覧

病院名および相談窓口	電話番号	対応（曜日・時間）
千葉県がんセンター がん相談支援センター （心と体総合支援センター）	043-264-6801 （直通）	月～金 9 時 00 分～17 時 00 分
千葉大学医学部附属病院 がん相談支援センター （患者支援センター内）	043-226-2698 （直通）	月～金 9 時 30 分～16 時 30 分
千葉医療センター がん相談支援センター（地域医療連携室内）	043-251-5320 （直通）	月～金 9 時 00 分～12 時 00 分 13 時 00 分～17 時 15 分
船橋市立医療センター がん相談支援センター	047-438-3321 （代表）	月～金 9 時 00 分～17 時 00 分
東京歯科大学市川総合病院 がん相談支援センター	047-322-0151 （代表）	月～金 9 時 00 分～17 時 00 分 土（第 2 を除く） 9 時 00 分～13 時 00 分
順天堂大学医学部附属浦安病院 がん治療センター相談支援室 （がん相談支援センター）	047-382-1341 （直通）	月～金 10 時 00 分～16 時 00 分 土（第 2 を除く） 10 時 00 分～12 時 00 分
国立がん研究センター東病院サポーティブケアセンター／がん相談支援センター	04-7134-6932 （直通）	月～金 8 時 30 分～17 時 15 分
東京慈恵会医科大学附属柏病院 がん相談支援センター	04-7167-9739 （直通）	月～土(土曜日は面談のみ) 9 時 00 分～16 時 00 分
松戸市立総合医療センター がん診療対策室（がん相談支援センター）	047-712-2511 （代表）	月～金 8 時 30 分～17 時 00 分
日本医科大学千葉北総病院 がん相談支援センター	0476-99-2057 （直通）	月～金 9 時 00 分～16 時 00 分 土 9 時 00 分～15 時 00 分
旭中央病院 医療連携福祉相談室	0479-63-8111 （代表）	月～金 8 時 30 分～17 時 15 分
さんむ医療センター がん相談支援センター	0475-82-2521 （代表）	月～金 8 時 30 分～17 時 15 分
亀田総合病院 総合相談室（がん相談支援センター）	04-7092-2211 （代表）	月～金 9 時 00 分～16 時 00 分 土 9 時 00 分～11 時 00 分
君津中央病院 がん相談支援センター	0438-36-1071 （代表）	月～金 9 時 00 分～17 時 00 分
千葉ろうさい病院 がん相談支援センター	0436-74-1111 （代表）	月～金 9 時 00 分～16 時 00 分

資料８

がんに関する情報のホームページリンク集

〇国立がん研究センター　http://www.ncc.go.jp/jp/

〇国立がん研究センターがん対策情報センター　http://www.ncc.go.jp/jp/cis/index.html

〇国立がん研究センターがん情報サービス　http://ganjoho.jp/public/index.html

〇日本対がん協会　　http://www.jcancer.jp/

〇厚生労働省（がん対策情報）
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/gan/index.html

〇千葉県健康づくり支援課　http://www.pref.chiba.lg.jp/kenzu/index.html

〇千葉県がんセンター　http://www.chiba-cc.jp/

〇公益財団法人ちば県民保健予防財団　http://www.kenko-chiba.or.jp/

〇千葉県がん診療連携協議会
https://www.pref.chiba.lg.jp/gan/center/gaiyo/tibakengansinryorenkeikyogikai.html

〇千葉県がん情報　ちばがんなび　http://wwwp.pref.chiba.lg.jp/pbgnv/

資料９

がん対策基本法

平成二十八年十二月十六日公布
（平成二十八年法律第百七号）改正

目次

第一章 総則（第一条―第九条） 第二章 がん対策推進基本計画等（第十条―第十二条）
第三章 基本的施策
第一節 がんの予防及び早期発見の推進（第十三条・第十四条）
第二節 がん医療の均てん化の促進等（第十五条―第十八条）
第三節 研究の推進等（第十九条）
第四節 がん患者の就労等（第二十条―第二十二条）
第五節 がんに関する教育の推進（第二十三条）
第四章 がん対策推進協議会（第二十四条・第二十五条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国のがん対策がこれまでの取組により進展し、成果を収めてきたものの、なお、がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている等がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状並びにがん対策においてがん患者（がん患者であった者を含む。以下同じ。）がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようにすることが課題となっていることに鑑み、がん対策の一層の充実を図るため、がん対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師等及び事業主の責務を明らかにし、並びにがん対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、がん対策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 がん対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一　がんの克服を目指し、がんに関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。

二　がん患者がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切ながんに係る医療（以下「がん医療」という。）を受けることができるようにすること。

三　がん患者の置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択されるようがん医療を提供する体制の整備がなされること。

四　がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようにするとともに、がん患者に関する国民の理解

が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること。

五　それぞれのがんの特性に配慮したものとなるようにすること。

六　保健、福祉、雇用、教育その他の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に実施されること。

七　国、地方公共団体、第五条に規定する医療保険者、医師、事業主、学校、がん対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に実施されること。

八　がん患者の個人情報（個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）の保護について適正な配慮がなされるようにすること。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、がん対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、がん対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（医療保険者の責務）

第五条 医療保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第二項に規定する保険者及び同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）は、国及び地方公共団体が講ずるがんの予防に関する啓発及び知識の普及、がん検診（その結果に基づく必要な対応を含む。）に関する普及啓発等の施策に協力するよう努めなければならない。

（国民の責務）

第六条 国民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払い、必要に応じ、がん検診を受けるよう努めるほか、がん患者に関する理解を深めるよう努めなければならない。

（医師等の責務）

第七条 医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力し、がんの予防に寄与するよう努めるとともに、がん患者の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行うよう努めなければならない。

（事業主の責務）

第八条 事業主は、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第九条 政府は、がん対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 がん対策推進基本計画等

（がん対策推進基本計画）

第十条　政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する基本的な計画（以下「がん対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2　がん対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

3　厚生労働大臣は、がん対策推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　厚生労働大臣は、がん対策推進基本計画の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長と協議するとともに、がん対策推進協議会の意見を聴くものとする。

5　政府は、がん対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6　政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

7　政府は、がん医療に関する状況の変化を勘案し、及びがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも六年ごとに、がん対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

8　第三項から第五項までの規定は、がん対策推進基本計画の変更について準用する。

（関係行政機関への要請）

第十一条　厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、がん対策推進基本計画の策定のための資料の提出又はがん対策推進基本計画において定められた施策であって当該行政機関の所管に係るものの実施について、必要な要請をすることができる。

（都道府県がん対策推進計画）

第十二条　都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるがん対策の推進に関する計画（以下「都道府県がん対策推進計画」という。）を策定しなければならない。

2　都道府県がん対策推進計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法令の規定による計画であってがん対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3　都道府県は、当該都道府県におけるがん医療に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県におけるがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも六年ごとに、都道府県がん対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

第三章　基本的施策

第一節　がんの予防及び早期発見の推進

（がんの予防の推進）

第十三条　国及び地方公共団体は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症並びに性別、年齢等に係る特定のがん及びそ

の予防等に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

（がん検診の質の向上等）

第十四条　国及び地方公共団体は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の方法等の検討、がん検診の事業評価の実施、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他のがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、がん検診の受診率の向上に資するよう、がん検診に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

２　国及び地方公共団体は、がん検診によってがんに罹り患している疑いがあり、又は罹患していると判定された者が必要かつ適切な診療を受けることを促進するため、必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

３　国及び地方公共団体は、前二項に規定する施策を効果的に実施するため、がん検診の実態の把握のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二節　がん医療の均てん化の促進等

（専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成）

第十五条　国及び地方公共団体は、手術、放射線療法、化学療法、緩和ケア（がんその他の特定の疾病に罹患した者に係る身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することによりその療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする治療、看護その他の行為をいう。第十七条において同じ。）のうち医療として提供されるものその他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（医療機関の整備等）

第十六条　国及び地方公共団体は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるよう、専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

２　国及び地方公共団体は、がん患者に対し適切ながん医療が提供されるよう、国立研究開発法人国立がん研究センター、前項の医療機関その他の医療機関等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（がん患者の療養生活の質の維持向上）

第十七条　国及び地方公共団体は、がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断の時から適切に提供されるようにすること、がん患者の状況に応じた良質なリハビリテーションの提供が確保されるようにすること、居宅においてがん患者に対しがん医療を提供するための連携協力体制を確保すること、医療従事者に対するがん患者の療養生活（これに係るその家族の生活を含む。以下この条において同じ。）の質の維持向上に関する研修の機会を確保することその他のがん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。

（がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等）

第十八条　国及び地方公共団体は、がん医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるとともに、がん患者（その家族を含む。第二十条及び第二十二条において同じ。）に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

２　国及び地方公共団体は、がんに係る調査研究の促進のため、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第二条第二項に規定するがん登録（その他のがんの罹患、診療、転帰等の状況の把握、分析等のための取組を含む。以下この項において同じ。）、当該がん登録により得られた情報の活用等を推進するものとする。

第三節 研究の推進等

第十九条 国及び地方公共団体は、がんの本態解明、革新的ながんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のがんの罹患率及びがんによる死亡率の低下に資する事項並びにがんの治療に伴う副作用、合併症及び後遺症の予防及び軽減に関する方法の開発その他のがん患者の療養生活の質の維持向上に資する事項についての研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

２　前項の施策を講ずるに当たっては、罹患している者の少ないがん及び治癒が特に困難であるがんに係る研究の促進について必要な配慮がなされるものとする。

３　国及び地方公共団体は、がん医療を行う上で特に必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の早期の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行われ、並びにがん医療に係る有効な治療方法の開発に係る臨床研究等が円滑に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

第四節 がん患者の就労等

（がん患者の雇用の継続等）

第二十条 国及び地方公共団体は、がん患者の雇用の継続又は円滑な就職に資するよう、事業主に対するがん患者の就労に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（がん患者における学習と治療との両立）

第二十一条 国及び地方公共団体は、小児がんの患者その他のがん患者が必要な教育と適切な治療とのいずれをも継続的かつ円滑に受けることができるよう、必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動に対する支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行うがん患者の支援に関する活動、がん患者の団体が行う情報交換等の活動等を支援するため、情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

第五節 がんに関する教育の推進

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 がん対策推進協議会

第二十四条 厚生労働省に、がん対策推進基本計画に関し、第十条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第二十五条 協議会は、委員二十人以内で組織する。

２　協議会の委員は、がん患者及びその家族又は遺族を代表する者、がん医療に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

３　協議会の委員は、非常勤とする。

４　前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 〔平成二十八年法律第一〇七号〕〔抄〕

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から施行する。

第３期がん対策推進基本計画（平成30年３月９日閣議決定）（概要）

第１　全体目標

「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」

①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実　②患者本位のがん医療の実現　③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

第２　分野別施策

1. がん予防

（1）がんの1次予防
（2）がんの早期発見、がん検診
（2次予防）

2. がん医療の充実

（1）がんゲノム医療
（2）がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法
（3）チーム医療
（4）がんのリハビリテーション
（5）支持療法
（6）希少がん、難治性がん
（それぞれのがんの特性に応じた対策）
（7）小児がん、AYA（※）世代のがん、高齢者のがん
（※）Adolescent and Young Adult：思春期と若年成人
（8）病理診断
（9）がん登録
（10）医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組

3. がんとの共生

（1）がんと診断された時からの緩和ケア
（2）相談支援、情報提供
（3）社会連携に基づくがん対策・がん患者支援
（4）がん患者等の就労を含めた社会的な問題
（5）ライフステージに応じたがん対策

4. これらを支える基盤の整備

（1）がん研究
（2）人材育成
（3）がん教育、普及啓発

第３　がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 関係者等の連携協力の更なる強化
2. 都道府県による計画の策定
3. がん患者を含めた国民の努力
4. 患者団体等との協力
5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
6. 目標の達成状況の把握
7. 基本計画の見直し

出典　第３期がん対策推進基本計画（概要）（厚生労働省）

資料１１

千葉県がん対策推進条例

平成二十五年三月一日
条例第二十四号
改正　平成二九年七月二一日
条例第二七号

健康で豊かな生活は、県民すべての願いである。誰もが罹（り）患する可能性を持ち、県民の疾病による死亡の最大原因であるがんに対して、更なる対策が求められている。

がんにうち克つ千葉県の実現に向け、社会環境の変化に的確に対応しながら、温かみのある良質で適切な対策を推進するとともに、正しい知識のもと県民が相互に支え合う地域社会の構築を目指し、この条例を制定する。

（目的）

第一条　この条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大原因となっていることに鑑み、がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）の趣旨を踏まえ、県の責務並びに県民、市町村、保健医療福祉従事者（がんの予防、がん医療（がんに係る医療をいう。以下同じ。）又はがん患者に対する介護に従事する者をいう。以下同じ。）及び事業者の役割を明らかにするとともに、がん対策に関する基本的な事項を定めることにより、がんの予防及び早期発見並びに質の高い医療の提供の推進、がん患者等（がん患者及びがん患者の家族並びにがんに罹（り）患した経験がある者をいう。以下同じ。）への支援その他のがん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（県の責務）

第二条　県は、国及び市町村並びに医療機関、保健医療福祉関係団体（がんの予防、がん医療又はがん患者に対する介護に関係する団体をいう。）、がん患者等で構成される民間団体その他の関係団体（以下「関係団体等」という。）と連携を図りつつ、本県の特性に応じたがん対策に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（県民の役割）

第三条　県民は、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うとともに、がん検診を積極的に受診するよう努めるものとする。

（市町村の役割）

第四条　市町村は、国、県及び関係団体等と連携し、それぞれの地域の実情に応じたがん対策の推進に努めるものとする。

（保健医療福祉従事者の役割）

第五条　保健医療福祉従事者は、県及び市町村のがん対策に協力し、良質ながん医療の提供に努めるとともに、がんに関する十分な説明及び情報の提供に努めるものとする。

（事業者の役割）

第六条　事業者は、従業員のがんの予防及び早期発見に資する環境を整備するよう努めるとともに、従業員又はその家族ががんに罹（り）患した場合に、従業員が働きながら治療を受け、療養し、又は看護することができる環境を整備するよう努めるものとする。

（がんに関する情報の収集及び提供）

第七条　県は、がん対策に資する情報を収集し、整理し、及び分析するとともに、県民に対し、がん医療又はがん患者の療養生活に関する情報その他のがんに関する必要な情報を提供するものとする。

（がんに関する教育）

第八条　県は、市町村と連携し、学校その他の教育機関において児童及び生徒ががんに関する理解を深めるための教育が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

（がんの予防）

第九条　県は、がんの予防を推進するため、次の各号に掲げる施策を講ずるものとする。

一　喫煙、食生活、運動その他の生活習慣、ウイルス等の感染及び生活環境が健康に及ぼす影響等正しい知識の啓発及び普及

二　学校、病院、官公庁その他の公共性の高い施設及び多数の者が利用する施設における喫煙の禁

止及び分煙の取組の推進
三　高い予防効果が見込まれる予防接種を普及させるための施策
四　前各号に掲げるもののほか、がんの予防の推進に必要な施策

（がんの早期発見）
第十条　県は、がんの早期発見を推進するため、次の各号に掲げる施策を講ずるものとする。
一　がん検診の受診率の向上のための計画的かつ組織的ながん検診の実施
二　市町村、事業者及び関係団体等と協力した県民のがん検診の受診率の向上及び精度管理（がん検診の結果について把握し、点検し、及び評価することをいう。）の充実のための施策
三　性別及びがんにかかりやすい年齢を考慮したがんの早期発見を推進するための施策
四　前各号に掲げるもののほか、がんの早期発見の推進に必要な施策

（質の高いがん医療の提供）
第十一条　県は、県民に対する質の高いがん医療の提供に資するため、次の各号に掲げる施策を講ずるものとする。
一　がん診療連携拠点病院（国が定める指針に基づき、専門的ながん医療の提供を行う医療機関として厚生労働大臣が指定した病院をいう。以下同じ。）及び千葉県がん診療連携協力病院（がん診療連携拠点病院に準ずる診療機能を有するものとして千葉県知事が指定した病院をいう。）の整備促進及び機能の強化
二　前号の病院相互間及びそれらと地域における医療機関との連携協力体制の整備及び強化
三　県外の関係機関との間の連携協力体制の整備及び強化
四　手術、化学療法、放射線療法その他先進的ながん医療の充実並びにそれぞれの医療を実施する機関相互間の連携協力体制の整備及び強化
五　がん医療を効果的に実施するための口腔（くう）ケアとの連携の強化
六　がん医療を担う人材の育成
七　新薬開発、臨床試験及び治療試験の推進
八　前各号に掲げるもののほか、県民に対する質の高いがん医療の提供に資するために必要な施策

（小児がん及び希少がん）
第十二条　県は、小児がん及び希少がんに関する対策を推進するため、治療法の研究に対する支援、実態の把握、医療機関の連携協力体制の整備及び強化その他必要な施策を講ずるものとする。

（がん研究）
第十三条　県は、難治性がん等のがんの解明、がんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他の先進的医療の導入に向けた研究についての情報を収集するとともに、その研究を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（がん登録）
第十四条　県は、がん医療の向上に資するため、がん登録（がん患者の罹（り）患その他の状況等を把握し、分析するための制度をいう。）を、個人情報の適切な取扱いを確保しつつ、推進するものとする。

（在宅医療）
第十五条　県は、がん患者が家庭又は地域で適切な医療を選択できるよう、次の各号に掲げる施策を講ずるものとする。
一　在宅でのがん医療及びがん患者に対する介護の提供のための病院、診療所、訪問看護事業所、薬局、居宅介護支援事業所等の間の連携協力体制の整備及び強化
二　在宅でのがん医療に携わる人材の育成及び確保に関する支援
三　在宅でのがん医療を受けることに関する正しい知識及び情報の普及
四　前各号に掲げるもののほか、在宅での適切ながん医療を選択できるようにするために必要な施策

（緩和ケア）
第十六条　県は、がん患者ががんと診断された時からその病状等に応じた緩和ケア（がん患者の身体的又は精神的な苦痛の緩和、社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護、介護その他の行為をいう。以下同じ。）を受けることができるよう、次の各号に掲げる施策を講ずるものとする。
一　緩和ケアチーム、緩和ケア外来及び緩和ケア病棟の整備の促進及び機能の強化

二　緩和ケアの継続的な提供のための関係団体等相互間の連携協力体制の整備及び強化
三　在宅での緩和ケアを受けることができる環境の整備の促進
四　緩和ケアの専門的な知識及び技能を有する人材の育成
五　前各号に掲げるもののほか、緩和ケアの推進のために必要な施策

（がん患者等への支援）

第十七条　県は、がん患者等の生活の質を向上させ、及び精神的不安又は社会生活上の不利益を排除するために、関係団体等と連携し、次の各号に掲げる施策を講ずるものとする。

一　相談支援センターの体制の整備促進及び機能の強化
二　がん患者等の生活の質の向上のための施策
三　がん患者等が社会生活で不利益な取扱いを不当に受けないようにするための施策
四　がん患者等で構成される民間団体その他の関係団体による、がんへの理解及び関心を深めるための活動その他のがん対策に資する活動への支援
五　前各号に掲げるもののほか、がん患者等への支援に必要な施策

（がん対策推進計画）

第十八条　県は、この条例の趣旨に基づき、がん対策を総合的かつ計画的に実施するため、がん対策基本法第十二条第一項に規定するがん対策推進計画を策定するものとする。

２　知事は、前項のがん対策推進計画の策定に当たっては、あらかじめ、千葉県がん対策審議会及び市町村その他関係者の意見を聴くとともに、その案を公表し、広く県民等の意見を求めるものとする。

（県民運動）

第十九条　県は、関係団体等と広く連携を行い、がん対策に対する県民の理解及び関心を深めるための取組を推進するものとする。

（財政措置）

第二十条　県は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（委任）

第二十一条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（検討）

２　知事は、この条例の施行後三年を経過するごとに、この条例の規定及び実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて見直しを行うものとする。

附　則（平成二十九年七月二十一日条例第二十七号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料１２

千葉県がん対策推進計画（新・旧）及び国のがん対策推進基本計画の体系一覧

千葉県がん対策推進計画
１．予防・早期発見
（１）予防
① たばこ対策の充実（受動喫煙に関する目標値等は国の動向を踏まえ別途検討）
② 生活習慣等の改善（感染症対策含む）
③ がん予防の知識の普及啓発
（２）早期発見
① がん検診の受診率の向上
② がん検診の精度管理等
２．医療
（１）がん医療の充実
① がん診療連携拠点病院等及び千葉県がん診療連携協力病院を中心とした医療提供体制の推進
② 地域医療連携体制の構築
③ がん医療を担う人材育成
④ がんゲノム医療の提供体制づくりの検討
⑤ 小児がん、ＡＹＡ※世代のがん、高齢者のがん ※（Adolescent and Young Adult,思春期・若年成人）
⑥ 希少がん、難治性がん
⑦ 口腔ケアに関する医科歯科連携
３．がんとの共生
（１）緩和ケアの推進
① がんと診断された時からの緩和ケアの推進
② 地域緩和ケアの推進
（２）相談・情報提供・患者の生活支援
① 相談支援の充実
② 情報提供の充実
③ 就労支援の充実
（３）がん教育
（４）子ども・ＡＹＡ※世代に応じたがん対策 ※（Adolescent and Young Adult,思春期・若年成人）
４．研究等
（１）がん研究
① 基礎研究・橋渡し研究の推進
② 臨床研究（臨床試験・治験等）の促進
③ 将来のがん予防のための疫学研究の推進
（２）がん登録
① 全国がん登録
② 院内がん登録

前千葉県がん対策推進計画
1．予防・早期発見
（1）予防 ○ たばこ対策の充実 ○ 生活習慣等の改善 ○ がん予防の知識の普及啓発
（2）早期発見 ○ がん検診の受診率の向上 ○ がん検診の精度管理の向上
（3）個別のがんに対する特徴的な予防・早期発見
（4）がん教育
2．医療
（1）がん医療 ○ がん診療連携拠点病院及び千葉県がん診療連携協力病院の整備と循環型地域医療連携システムの構築 ○ 手術、放射線及び化学療法の設備・体制の充実とチーム医療の推進 ○ がん医療を担う人材育成 ○ 口腔ケアに関する医科歯科連携の推進
（2）緩和ケアの推進 ○ がんと診断された時からの緩和ケアの推進 ○ 終末期の緩和ケアの推進
（3）小児がん等の対策
3．相談・情報提供・患者の生活支援
（1）相談支援・情報提供 ○ 相談支援の充実 ○ 情報提供の充実
（2）患者の生活支援 ○ 食と栄養のトータルケア ○ がん患者の就労に関する問題への対応
4．研究等
（1）研究 ○ 基礎研究・橋渡し研究の推進 ○ 臨床研究（臨床試験・治験等）の促進 ○ 将来のがん予防のための疫学研究の推進
（2）がん登録の推進及び活用 ○ 地域がん登録 ○ 院内がん登録

国のがん対策推進基本計画
1．がん予防
（1）がんの１次予防 ①生活習慣、②感染症対策
（2）がんの早期発見、がん検診（２次予防） ①受診率向上対策、②精度管理等、③職域
2．がん医療の充実
（1）がんゲノム医療
（2）がんの手術療法、放射線療法、薬物療法及び免疫療法の充実 ①医療提供体制、②各治療法
（3）チーム医療の推進
（4）がんのリハビリテーション
（5）支持療法の推進
（6）希少がん及び難治性がん対策 ①希少がん、②難治性がん
（7）小児がん、AYA世代のがん及び高齢者のがん対策 ①小児がん、②AYA世代のがん、③高齢者のがん
（8）病理診断
（9）がん登録
（10） 医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組
3．がんとの共生
（1）がんと診断されたときからの緩和ケア ①緩和ケアの提供、②緩和ケア研修会、③普及啓発
（2）相談支援及び情報提供 ①相談支援、②情報提供
（3）社会連携に基づくがん対策・がん患者支援 ①拠点病院と地域の連携、②在宅緩和ケア
（4）がん患者等の就労を含めた社会的な問題 ①就労支援、②就労以外の社会的な問題
（5）ライフステージに応じたがん対策 ①小児・AYA世代、②高齢者
4．これらを支える基盤の整備
（1）がん研究
（2）人材育成
（3）がん教育・がんに関する知識の普及啓発